

## 幕末期における佐賀藩家臣団の構造

高野, 信治  
九州大学九州文化史研究施設

<https://doi.org/10.15017/7183393>

---

出版情報 : 九州文化史研究所紀要. 31, pp.391-442, 1986-03-25. Kyushu Bunkashi Kenkyusho, Kyushu University  
バージョン :  
権利関係 :

# 幕末期における佐賀藩家臣団の構造

高野信治

## 目次

はじめに

一 藩家臣団編成の諸段階

二 新「分限帳」の成立

(1) 「弘化二己年惣着到」の成立

(2) 「嘉永五子年三家御親類同格家来人数附」と「私領（知行所）外住居名書」

三 幕末期家臣団の構造

(1) 藩家臣団の全体構成

(2) 家臣在郷制の実態

〈a〉直臣団

〈b〉陪臣団

おわりに

## はじめに

周知のように鍋島佐賀藩は幕末西南雄藩のひとつに数えられ、幕末・維新时期研究の隆盛に伴い主要な研究対象（藩）幕末期における佐賀藩家臣団の構造

として取り上げられ多くの研究業績がある。そのなかで、いわば領主権力の集中的表現としての藩軍事力に関しては、例えば芝原拓自氏が「軍事的リアリズムと技術万能主義こそ、薩摩藩よりもさらに早熟な（中略）肥前藩の矢つぎばやの軍制改革の著しい特質」という評価を与えた。しかし、このような見解は、『佐賀藩海軍史全』・『鍋島直正公伝』・『佐賀藩銃砲沿革史全』等戦前の古典的研究により形成されてきた、いわば西洋軍事力導入およびその再生産（蘭学の導入・研究やそれに基づいた武器・軍艦等の製造）を軍制改革の至上課題と位置づける認識を踏襲したものにほかならない。ところが、かかる認識は、むしろ当該段階において藩主権力が直面した政治的（軍事的）課題の重要ではあるものの一つの側面にすぎず、より本質的には西洋軍事力のいわば受け皿となる家臣団の構造的問題があったと考えられる。

すなわち、家臣在郷制と藩家臣団の二元的編成の克服がそれである。前者は、直臣・陪臣を問わず藩政初期より形成されてきた現象で、家臣団の軍事的機能を低下させる阻止的要因であった。また後者は、「大配分」と呼ばれる上層家臣が藩主直屬家臣団とは別に自立的に家臣団を編成していたことを指し、この二元的編成形態は単に家臣団の問題にとまらず、領主権力そのものを規定する性格を有していた。

本稿では、以上の観点より西洋軍事力導入＝軍制改革の前提といえる幕末期の佐賀藩家臣団の構造について、その特質解明を試みたい。その際、以下の方法で考察を進める。

第一に、天保期以降に作成された新しい型の分限帳の成立を幕末佐賀藩政史上に位置づけ、領主権力による家臣団掌握の意図を明らかにすることである。新しい型の分限帳とは、各家臣の居住地を記載した「弘化」「己年惣着到」、「大配分」領主の家臣団を統一的・包括的に記載した「嘉永五年三家御親類同格家来人数附」、およびそれら家臣団の居住地を整理・記録した「私領（知行所）外住居名書」である。本稿では、これら幕末期に作成された分限帳のことを新「分限帳」と仮称することにする。

第二に、従来、必ずしも明らかにされていなかった佐賀藩家臣団の全体構成について、新「分限帳」の分析に基づき検討することである。その場合、とくに(i)藩主直属家臣団(「与私」編成)と「大配分」領主の家臣団(「備」編成)の統一的把握、(ii)直臣のみならず、陪臣をも含めた藩家臣団の構造と総数の把握という二点に留意したい。

第三に、家臣在郷制の実態解明である。佐賀藩における家臣在郷制については、これまで間接的に論じられてきたものの<sup>⑤</sup>、その全体的な構造については、十分に明らかにされているとは言い難いものがある。ここでは、先の新「分限帳」に基づき、直臣にとどまらず陪臣を含めた佐賀藩における家臣在郷制の特質に迫りたい。

そこで、具体的分析に移る前提として、佐賀藩における家臣団編成の諸段階について概観することから、考察を始めることにしよう。<sup>⑥</sup>

## 一 藩家臣団編成の諸段階

佐賀藩における藩家臣団編成については、別稿<sup>⑦</sup>で論じたように四段階を設定することができる。以下、各段階の時期およびその特質について瞥見しておこう。<sup>⑧</sup>

佐賀藩は、天正一二年の竜造寺隆信の死後、その家臣として台頭しつつあった鍋島直茂に漸次、領主権が移行するという過程のなかで成立する。藩家臣団編成の第一期(天正二〇年〜元和七年)は、豊臣政権より朝鮮出兵を命じられた鍋島直茂が、朝鮮渡海陣立の一部として、独自に「与」(のちの「与私」)編成を創出したことに始まる。しかし、一方で竜造寺氏の一門家臣の陪臣団が自立的に存在していた。領主権力が移行するという特異な歴史過程のなかで形成されたこのような編成形態は、藩主直属家臣団Ⅱ「与私」と竜造寺氏一門を初めとする、上層家臣の陪臣団Ⅱ「備」という佐賀藩家臣団の基本編成として定着し(元和七年)、幕末期まで存続する。いわば第一期は、藩家臣団成立期である。

表(1) 佐賀藩家臣団編成の推移

階層	年代	明暦2年	元禄8年	安政元年
侍	人	405	573	1,418
下層切米取		2,534	2,754	4,004
船手		740	273	525
非戦闘集団		104	273	30
計		3,388	3,873	5,977

註) 「泰盛院様御印帳」(明暦2年)、「元禄八年着到全」(元禄8年)、「光茂公御代与着到」(元禄8年)、「御領中明細録」によって作成。但し、「光茂公御代与着到」(全15冊)のうち、「鍋島図書与着到」は、後欠のため、「鍋島図書与着到」(元禄3年)を利用した。

第二期(元和七年〜元禄二二年)は、「与私」・「備」体制が成立し、佐賀藩における最初の統一的軍役規定(元和七年軍役規定)が發布されたことに始まる。この期には、物成一〇〇石につき二二人負担と下禄者による軍役の過重負担という二つの軍役負担原則が、寛永一六年および同一八年に發布された軍役規定により確立するとともに、寛永期から明暦期にかけて藩主直屬家臣団である「与私」の一五与編成が整備・完成した。この一五与編成は、幕末期まで存続する。さらに、藩政推進の中心勢力である着座の座位決定(万治二年)、鍋島勝茂より光茂への藩主交替を契機に、とくに延宝期以降自立化の動きをとるようになった三支藩(三家・小城・鹿島・蓮池の三支藩、後掲表(3)参照)に対する「三家格式」の制定(天和三年)、前領主である竜造寺氏の一家臣に対する「親類同格」の設定(元禄二二年)等により、家臣団内部の身分格制の確立が図られたことが、第二期後半の特色である。いわば、第二期は藩家臣団の整備・安定期

である。

第三期(元禄二二年〜天保元年)は、「親類同格」の設定と相前後し、元禄一二年軍役規定が制定されたことに始まる。この規定および享保一七年軍役規定により、下禄者過重という原則が緩和され、佐賀藩軍役体制は相対的に軽減される。宝暦一〇年には蔵入代替制が導入され、さらにその傾向が強まった。つまり、この期の前半は、軍役体制の軽減が進められた時期である。そしてこれを前提とし、かつ、下層家臣における世禄制の成立、分家取立、農民層からの直接取立等々を背景としながら、下層の切米取家臣が広範に形成されるようになる。この点について表(1)および表(2)により検証しておこう。

表(1)は、明暦二年、元禄八年、安政元年における家臣団(手私編成)の階層別構成を示し、藩家臣団編成の推移について一覧化したものである。表中、下層切米取とは手明鍵、御徒、足軽(鉄砲・弓・昇・副筒・長柄鍵、陸小姓等)、小道具、諸職人等のことで、侍層に含まれない切米取を指す。この表よりも、人数構成上家臣団の中心的階層に当たる下層切米取が、元禄八年より安政元年という藩政中後期に、二七五四人より四〇〇四人と約一・五倍に増加していることが注目される。もちろん、藩政初期(明暦二年)より中期(元禄八年)にかけても増加傾向が指摘できるもの(二五三四人より二七五四人、約一・〇九倍)、増加比率は藩政中後期に比べると及ばない。

また、侍についても藩政中後期における増加が著しいが、その具体的内容について表(2)より検討しておく。侍総

表(2) 家臣団石高別構成(侍)

石高 \ 年代	明暦2年(物成・切米・扶持) <%>	元禄8年(物成・切米・扶持) <%>	嘉永4年(物成・切米・扶持) <%>
10000石以上	3人 (3・0・0) <0.7%>	3人 (3・0・0) <0.5%>	3人 (3・0・0) <0.2%>
1000石以上 10000石未満	15人 (15・0・0) <3.6%>	16人 (16・0・0) <2.8%>	14人 (14・0・0) <1.1%>
500 ~ 1000	10人 (10・0・0) <2.6%>	11人 (11・0・0) <1.9%>	6人 (6・0・0) <0.5%>
200 ~ 500	29人 (29・0・0) <7.1%>	35人 (35・0・0) <6.1%>	33人 (32・1・0) <2.6%>
100 ~ 200	70人 (69・1・0) <17.3%>	91人 (80・11・0) <16.0%>	96人 (84・12・0) <7.6%>
50 ~ 100	104人 (103・1・0) <25.7%>	112人 (98・12・2) <19.5%>	166人 (102・59・5) <13.2%>
0 ~ 50	174人 (131・43・0) <43.0%>	305人 (149・153・3) <53.2%>	939人 (109・533・297) <74.7%>
計	405人 (360・45・0) <100.0%>	573人 (392・176・5) <100.0%>	1257人 (350・605・302) <100.0%>

注) 「泰盛院様御印帳」(明暦2年8月晦日)、「元禄八年着到全」(元禄8年9月15日)、「分限着到」(嘉永4年)等より作成。

数は四〇五人（明暦二年）、五七三人（元禄八年）と藩政初中期にかけて漸増傾向にあったものが、幕末期には一二五七人（嘉永四年）となり、増加比率が一・四倍より二・二倍と大きくなってきている。石高別構成よりみた場合、その原因が五〇石未満層の急増に求められることが理解される。すなわち、五〇石未満層は明暦二年段階で一七四人、全体に占める比率が四三・〇％、元禄八年段階では三〇五人、五三・二％と待層の半数となり、嘉永四年では九三九人、七四・七％と、全侍数の四分の三を占めるに至っている。このことは、五〇石以上の石高階層が人数的に微増傾向にとどまり、比率的にはむしろ減少しているのとは対照的である。知行タイプでは、藩政中後期における切米・扶持の増加が著しく、そのことが、五〇石未満層の増加という現象に帰結しているのである。

以上、表(1)および表(2)により検証されたように、下層の切米（扶持）取の広範な形成が第三期の大きな特色といえるが、それに伴い「与私」は、軍事的性格よりもむしろ家臣団の所属編成単位としての性格を強め、本来的な軍事的機能を低下させていった。このことは分限帳の形態にも変化を与えた。すなわち、「与私」の軍事的性格が変容したため軍役負担内容の記載がなくなり、「与私」別にその構成員を列記したのみの簡便な分限帳が作成されるようになり、しかもこの型の分限帳が主流となった。第三期はいわば藩家臣団展開期である。

第四期（天保元年～明治二年）は、軍制改革を含む幕末藩政改革を推進した鍋島直正の襲封により始まる。本稿で対象とするのが、この時間の前半期に当たる天保元年より嘉永末年である。それは、西洋軍事力導入、これに伴う家臣団編成の改革等、本格的な軍制改革の前段階で、嘉永六年のペリー浦賀来航以前に当たる。

## 二 新「分限帳」の成立

### (1) 「弘化二」年惣着到」の成立

寛政期以降におけるロシア船・イギリス船等諸外国船の日本近海接近ないし来船は、福岡藩と隔年交替で長崎警備を担当していた佐賀藩に対して、いわゆる外在への認識を深めさせたが、その決定的契機となったのは文化五年のイギリス船フェートン号の長崎港浸入（いわゆるフェートン号事件）である。すなわち、佐賀藩はこの事件以後、長崎警備の中心を西泊・戸町両番所による長崎港内（内目）から港外（外目）へ拡充することを長崎奉行へ進言した。港外には伊王島・高島・神島等の佐賀藩領が含まれているが、幕領たる内目のみよりもむしろ私領（藩領）をも包括した外目へ警備の重点を移すという、いわば海防認識の拡大化は、その後幕末期に至る佐賀藩の長崎警備に対する基本路線を形成することになる。<sup>16</sup>

しかし、長崎警備にとどまらず、藩軍事力強化の明確な諸政策が打ち出されるのは、天保元年の鍋島直正の藩主襲封以降である。まず、襲封した翌年にあたる天保二年二月一七日、備立方より「御代始ニ付御軍役」が示され、三月には藩主自身による「百問御蔵」調査が三日間（二日、一日、一日）に亘って実施された。「百問御蔵」とは、藩主直屬家臣団である各「与私」に対し藩蔵入方より分与される諸武具が「与私」単位に収蔵されている武器庫である。<sup>17</sup>当該期の武具類の状況を明らかにする史料を確認できないが、天保二年四月に「百問御蔵」において「今度御修覆被成候組（与私）…引用者註」御武具」について藩主による視察が実施されており、天保二年三月の調査段階では、少なからず破損していたことが推察される。

武具類の修覆・整備とともに重要なことは、家臣団の問題である。幕藩政権の本質が軍事政権であり、その実質的

幕末期における佐賀藩家臣団の構造



担い手は幕藩家臣団であるものの、長期に亘る体制的安定は、その軍事的機能を著しく減退させていた。「百間御蔵」調査の翌天保三年七月には、

天保三年七月三日

一御備立筋<sup>ニ</sup>付<sup>而</sup>者、色々思召之儀被為在候得共、御入費<sup>ニ</sup>も可相拘事故、当御時節柄<sup>ニ</sup>而早急<sup>ニ</sup>者御沙汰被遊兼候、併何連追々<sup>ニ</sup>者調練等之儀被仰出<sup>ニ</sup>而可有之候、就<sup>而</sup>者御備立役之義、趣<sup>ニ</sup>依り人数増又<sup>者</sup>御差繰等も可有之候条、生来兵学等心懸厚機發も尖成ル人柄相撰達 御聴候様<sup>⑮</sup>

と、財政窮乏という困難な状況のなかにありながらも、「何連追々<sup>ニ</sup>者調練等之儀被仰出」と、将来における調練を初めとした「備立筋」<sup>⑮</sup>軍事力強化路線が示唆されており、備立役人の増員、兵学者の選抜が命じられている。

藩主自身が視察する「与私」単位の軍事調練の開始は天保五年の春からであるが、それが本格化するのは天保六年の春（一二月）<sup>⑯</sup>以降である。それとともに、天保五年六月には「騎射会試」が、従来数年一度の実施であったものを毎年、これまで長期に亘り実施されなかった「火矢石火会試」と「水練」については、前者が三年に一度、後者が隔年、さらに砲術についても、会試・内試の区別なく数年に一度であったものを、会試・内試を隔年交代で実施する等、各種軍事調練の定期化の方針が打ち出されたのである。<sup>⑰</sup>

また、このようないわば外在的条件のみならず、各家臣に対し戦闘集団<sup>⑱</sup>「与私」構成員としての自覚を促すという内的問題に、藩主権力がいかに留意していたかについては、大与頭、小与頭に与えられた次のような指示により知ることができる。

天保八年三月九日

。大組頭重任之義<sup>者</sup>改<sup>而</sup>不及申聞候、然處、太平久敷軍国之大事も自然と不差競争之様相心得、武備操練等之仕組迄疎<sup>ニ</sup>共相成候<sup>而</sup>者、以<sup>之</sup>外之<sup>事</sup>ニ候、惣<sup>而</sup>国家之儀家中一統已下々々迄、十五隊之大組頭総括せしむる事<sup>ニ</sup>候得<sup>者</sup>、面々覚悟之浅深<sup>ニ</sup>より組中一般風儀之厚薄<sup>ニ</sup>相懸義<sup>ニ</sup>候得<sup>者</sup>、自身<sup>者</sup>勿論論組中之者忠孝文武を励シ、義勇廉介之風行れ如睫之勤向<sup>者</sup>不及申、自然<sup>受</sup>変<sup>之</sup>節早速懸合相成候様心遣候義<sup>者</sup>職任之持前<sup>ニ</sup>而別<sup>而</sup>重<sup>キ</sup>事柄候處、間<sup>ニ</sup>者左迄

担当無之向等者無之哉、甚心得遠之事ニ候条、得と職掌之趣意相基、武備又平日之心得迄組中已下ニ到熟ニ申談行  
届候様急度其取斗可有之候(後略)<sup>22)</sup>

(大保二年二月二十五日)

大組頭・小組頭共、其組中之儀、兼而被相任置、自然之節者死生を共ニ致し候儀勿論候得共、互ニ真情を以相親候

半而不叶義ニ而、其旨差合抽自余組中之請宜向有之候由、然處、問ニ者取斗方不承服之向も有之哉ニ相聞候、以來相

嗜候様可申聞置旨、御沙汰被為在候<sup>23)</sup>

大組(与)頭とは「与私」の統率者、小組頭とは物頭・与頭とも呼ばれ、「与私」内に編成されていた足輕与の管理・統轄者である(三節(1)項参照)。「太平久敷軍国之大事も自然と不差競争之様相心得、武備操練等之仕組迄疎ニ共相成候而者以外」と、長期に亘る実質的な臨戦体制の解除による弊害が説かれ、和睦(平和時)の勤向とともに、各家臣に対する「自然突変之節早速懸合相成候様心遣」が大与頭に求められている。また、各家臣相互に「死生を共ニ致」すことは当然のこととし、「互ニ真情を以相親候半而不叶」と戦闘集団||「与私」構成者としてのいわば自覚悟と親和の倫理観が確認されている。別稿で指摘したように、本来軍事編成単位としての機能を有していた「与私」は、藩政中期以降その機能を減退させ、むしろ家臣の日常的な所属編成単位へと転化し、史料中の小与頭(物頭)も階層的には下層の切米取が担当し、いわば吏僚的性格を強めていった。このような背景のなかで、「与私」の軍事的機能の回復の一環として、各家臣の意識変革が企図されているのである。

以上のように、外庄への認識の深まりのなかで、天保元年の新藩主(鍋島直正)襲封を契機とし、長崎警備にとどまらない藩軍事力の強化が、諸武具の整備・補修、軍事訓練、家臣の意識変革等々広範囲に亘って実施されるに至り、いわば軍事的封建家臣団の再生が試みられたといえるのである。

ところで佐賀藩の場合、兵農分離を社会・身分・分業編成の原理とした幕藩体制下において他藩では稀な家臣による在郷が藩政初期よりみられ、とくに藩政中後期にかけて家臣財政の窮乏化による在郷、あるいは在郷し生産活動(主

として農業）への従事を伴った家臣召抱えの実施により、いわば家臣在郷が体制的に定着していた。<sup>25</sup> この家臣在郷制は、家臣団の軍事的機能の再生にとってむしろ阻害的な要因であり、藩主権力はその克服を迫られていた。

（天保八年三月四日）  
御家中之儀、在住不仕當時在住罷在候者も不遠、御城下引移候通之義者、委曲最前御吟味之次第も有之、然處、

諸小路屋鋪之義至而手寡早速引移度相心得候人も其儀不行届、早竟抱屋敷、名目屋敷等多分有之、且、下輩之者も小路内相住居候躰之義も有之哉ニ付而者、其役筋調合相成候処、廉々里御山方達出之振合も有之、本人住居無之名目屋敷又者明屋敷を菜園場等ニ相用式屋敷を内輪壹屋敷ニ相成、其外御陸已下小路内罷在、就中、大小路内陪臣住居之義者先年相達被置候旨も有之候処、彼是致混雑不正、殊ニ御家中として者、御膝許相住居奉守衛罷在候半而不相叶ニ付而者、此節御改革之旨を以廉々左之通（後略）<sup>26</sup>

この天保八年三月四日付の法令によれば、(i)藩主権力が在郷家臣の城下町集住政策を指向していたこと、(ii)しかし家中が居住すべき「諸小路屋敷」の不足という深刻な状況が存在していたこと、(iii)その理由に①「抱屋敷」・「名目屋敷」・「明屋敷」等、所持者不在屋敷の増加およびその不正利用（菜園としての利用、一屋敷の一屋敷としての使用等）②本来居住権のない「下輩之者」・「御陸」以下等の下層家臣や「陪臣」等による家中屋敷地（小路）内への居住等があったことが理解され、城下町内の家臣居住屋敷が、在郷家臣の受け入れに対応できないほど減少しないし荒廃していたことを窺うことができる。

このような状況に対し、「御家中として者、御膝許相住居奉守衛罷在候半而不相叶」という藩主権力の認識のもとに改革が試みられた。改革の内容は、(i)抱屋敷売却の推進、(ii)割屋敷、(iii)下層家臣の小路内屋敷売却、(iv)小路内居住の陪臣退去等々であり、家臣屋敷の確保・増加を狙ったものであることは言うまでもない。さらに、同法令の末尾には「右廉々之通相成候半者、御規則も相立、自然と在住之給人も手寡久、諸般組内之指揮をも迅速ニ行届、郷内御仕組之御一助ニも可相成」と明記されている。つまり、家臣の城下町集住化による「諸般組内之指揮をも迅速ニ行届」という軍

事的問題。「与私」の機能向上が、この改革の主要な目的であったのであり、同法令の示達時期（天保八年三月四日）が、先述した大与頭への「与私」に関する申渡し（同年三月九日）と相前後していることは注目される。

以上のような家臣在郷に対する改革がどの程度実現されるに至ったか明らかにすることができないものの、「小路」内に居住すべき家臣は佐賀藩家臣団の一部にすぎず、むしろそれ以外の中・下層家臣団の在郷については、体制的改革は著しく困難であったと思われる。それは、家臣在郷が藩政初期より長期に亘って定着し、就中、中下層家臣の場合、農業を初めとする生産活動に従事していたためである。従って右の法令が示達された翌天保九年閏四月二二日に、長崎警備に関する白帆注進制が強化された際も、「將又侍・手明鎗其外共遠在住居之向々者、臨期迅速之駈付行届候通、尚又於組々仕組相成候様」と、城下町外の遠在住居の家臣に対する具体的政策をみる事ができない。その後、天保一四年九月二二日に、「御家中小身逼迫等<sup>②</sup>而御城下住居出来兼候者共」のうち一部について、佐賀城下町北方にあたる大野原への集団住居策が打ち出されたものの、やはり根本的な改革とは言い難いものであった。

このような状況のなかで、翌天保一五年、次のような規定が示達される。

（天保一五年九月二日）  
御家中扱又農工商之義、市中・鄉村致難居候而者自然と風俗も差構、殊<sup>ニ</sup>御守国之上<sup>ニ</sup>於て不相済<sup>ニ</sup>付、漸々御手可

被相付被思召候、右者至<sup>而</sup>御大業之儀<sup>ニ</sup>者候得共、御政事<sup>ニ</sup>躰之儀<sup>ニ</sup>付、寛急を以何連御趣意行届候様、役々厚可遂  
讚談旨<sup>③</sup>

すなわち、「御家中」および「農工商」の雑居について「殊<sup>ニ</sup>御守国之上<sup>ニ</sup>於て不相済」という認識の上に、その改革を極めて「大業」ではあるものの、「寛急」をもって実現すべきであるという方針が、各階層の雑居体制克服の一環として表明されたわけである。とくに生産活動に従事していた下層家臣にとって、

（天保一五年一月一六日）  
（前略）打追<sup>ニ</sup>老ヶ年詰<sup>ニ</sup>而者、足輕躰小身之者共<sup>ニ</sup>者農業等差欠罷越、其外永詰<sup>ニ</sup>而者召仕等之手締行届兼候義有之（中略）御場所柄勤之義<sup>ニ</sup>者候得共、老ヶ年<sup>ニ</sup>相及候<sup>而</sup>者色々難洪之義等有之、御主意通差引何分届兼候<sup>ニ</sup>付相成義<sup>ニ</sup>候半

者、半ヶ年詰ニ被仰付度（後略）<sup>34</sup>

という長崎番方の願書が示すように、長崎警備に代表される軍役負担の遂行は事実上極めて困難であった。この願書は却下されたが、翌弘化二年七月には「長崎表之義、昨年来之様子を以ハ、此以後筋々異船渡来可致處、其時々爰元より御人数出し玉ひてハ、御領中の騷者不及申、耕作等も自然と取荒し申べく」と、<sup>35</sup> 出夫を強制された農民層を含め、生産活動に従事する下層家臣の反権力的意識の形成や行動、あるいは出勢による農業生産の疲弊化が懸念されるに至っている。単に家臣が城下町外に居住するという問題にとどまらない家臣在郷制の本質に対する認識・対応を、藩権力は迫られていたのである。

いずれにしても「与私」の軍事的機能の強化と家臣在郷制の克服の前提として、藩主権力は、家臣団の実態を正確に掌握する必要があった。陪臣を除いた全家臣団を悴・孫をも含め「与私」単位に綱羅し、さらに従来みられなかった家臣居住地記載がなされた「弘化二七年惣着到」が、以上のような歴史的背景のなかで成立したのであり、当該段階における藩主権力の指向性を如実に反映するものであったのである。<sup>36</sup>

(2) 「嘉永五年三家御親類同格家来人数附」と「私領（知行所）外住居名書」

佐賀藩は、竜造寺氏より鍋島氏へ領主権力が交替することにより藩体制が成立した。竜造寺本家は慶長一二年に断絶したものの、本家格としての久保田村田および竜造寺氏一門家臣である武雄・多久・諫早・須古の五家はその後も存続し、久保田村田は親類、それ以外は親類同格として鍋島佐賀藩体制のなかに組み入れられる。<sup>37</sup>

一方、鍋島氏はこれら竜造寺氏一門に対するいわば藩屏として、鍋島氏一門を新たに創設するが、表(3)はそれを一覽化したものである。慶長一四年の鹿島鍋島より貞享元年の鳥栖村田に至るまで、計六家がそれに当たる。三家は寛永一九年支藩となるが、この三支藩は、幕府から直接朱印状を交付されない内分支藩であり、しかも、当初から支藩

表(3) 鍋島氏一門の創設一覧

家名	家格	創設年次	備考
鹿島鍋島	三家	慶長14年	鍋島直茂二男忠茂が、徳川秀忠の御側小姓役を御免となりその帰国に際し、佐賀藩内での所領減少のため藤津郡鹿島において所領が与えられることにより成立。定米10000石。
小城鍋島	三家	元和3年	鍋島勝茂の長男元茂に、直茂の隠居分と直茂付の傍侍83名が与えられることによって成立。定米10363石3斗。
白石鍋島	親類	寛永10年	勝茂の八男直弘が譜代直臣成富家の養子となり、同家知行分を分知されて成立。知行高1000石。
蓮池鍋島	三家	寛永16年	勝茂の五男直澄が鍋島家家督相続問題の後、分家するに至り、成立。知行35624石2斗。
川久保鍋島	親類	明暦元年	直茂の弟小川信俊の三男で <small>くましう</small> 神代家を相続した家良2代目の子常宣家に、はじめ少弐氏の後裔閩家を相続した勝茂の11男直長が明暦元年養子となって成立。知行11662石7斗5升。
鳥栖村田	親類	貞享元年	川久保鍋島家の直長の2男茂真に、閩氏の旧知行が与えられるとともに、新たに加増されて成立。知行6000石。

註) 藤野保編『佐賀藩の総合研究』本編第一章第二部参照。なお、定米は、物成高と同様の石高表示概念と考えられ、慶安5年において、それまでの五ッ成より四ッ成に変化した。

幕末期における佐賀藩家臣団の構造

設置の目的で創設されたのではないため、独立支藩と異なり、自立性はかなり制限されている。<sup>(8)</sup> なお、親類のなかで川久保鍋島(神代氏)は、戦国期に輩造寺氏と敵対していた有力な在地士層に系譜を有しており、<sup>(9)</sup> 鳥栖村田はいわばその分家である。従って表(3)中、この一家は、本来的な鍋島一門である他の四家(鹿島・小城・蓮池・白石鍋島)と比べその性格を異にする。

以上のように、佐賀藩には鹿島家(物成高八〇〇〇石)・小城家(同二五三〇石)・蓮池家(同二〇五〇石)の三家(三支藩)、久保田村田家(同四三〇六石)・白石鍋島家(八一

一〇石六斗)・川久保鍋島家(同四〇〇〇石)・鳥栖村田家(同二四〇〇石)の親類、武雄鍋島家(同八六四〇石)・多久家(同八六九三石八斗)・諫早家(同二〇四八〇石)・須古鍋島家(同三三〇〇石)<sup>41</sup>の親類同格という上層家臣が存在し、「大配分」と呼称される。大配分二一家は、他の家臣を圧倒する物成高で比較的一円的な知行地を支配し、かつ、藩主直屬家臣団Ⅱ「与私」一五与編成とは別に、陪臣団(備)を組織・編成していた。このように、佐賀藩は領主権力交替という藩制成立の条件のなかで、いわば大名クラスの上層家臣(大配分)が領内に割拠しつつ独自に陪臣団を編成するという極めて特異な藩体制を構成していたのである。

ところで、天保期の次の史料は、これら大配分領主層に対する藩主権力の認識を端的に示している。

(天保二年五月) 一御仕組所にて讃談之内 泰盛院様、内老を立玉ひて大臣の威権を抑へ玉ひ(中略)後世になりて其弊内老之下ニ執

日御長出来、内監察も出来、屈従頭も出来、内老といへ共、上にハ親熟する事能わさる勢になり行(中略)大臣ハ只様尊大ニなり諸士をも家僕の如く視、一向当下情を知らず、ほりこふを以面目とするに至れり、此病根を打破らすしてハ、逆も御誠意四方ニ流通する処に至るまし杯申説せ聞玉ひ尤之事也(後略)<sup>45</sup>

これは、天保期以降藩主直正の側近として藩政に深く関与した鍋島夏雲(納富鍋島氏、物成六〇〇石)の手控である。彼はその政治的地位を背景に当該段階における政治動向を記録した日記・手控類を残しており、それは幕末期佐賀藩政史研究に、多くの事実ないし問題を提示してくるが、右史料は、そのような手控よりの引用である。史料中、仕組所とは天保三年九月に従来の相続方の管轄下にあったものを独立させ、藩政の最高責任者である請役の補佐役である請役相談役を中心に、年寄役・側頭等が参加して運営される、いわば藩政の最高合議機関である。また大臣とは竜造寺氏一門家臣である親類同格層、内老とは竜造寺氏一門に対する藩屏として創出された三家・親類層(表<sup>③</sup>参照)を指すものと考えられる。この史料によれば、前領主である竜造寺氏の「威権」を抑えるため、泰盛院(鍋島勝茂、慶長く明暦期の佐賀藩主)時代に、三家・親類に当たる鍋島氏一門(内老)が創設されたものの、後に藩政機構

が整備されるに伴い（「執日御長」・「内監察」・「扈從頭」等、藩役方組織の成立）、むしろ内老が藩主鍋島氏に「親熟する事能わさる勢」となり、藩主権力を牽制する立場にいけば転化したことが明らかにされている。天和三年に成立した「三家格式」<sup>47</sup>は、まさにそのような独自の動きを示すようになった三家（三支藩）を規制したものにほかならなかった。しかも内老に加え大臣層も「只様尊大ニなり」藩政に少なからず弊害をもたらしていたという藩主権力の認識が吐露されている。つまり、内老・大臣という大配分領主層が藩主権力に対し相対的独自性を有するという状況<sup>48</sup>。「大病根」を打破しなければ、藩主権力の「御誠意四方ニ流通する処に至るまし」と説かれているのである。

幕末期佐賀藩における政治的課題のひとつが、これら大配分領主層を包括し、「畢竟御仕組役員耳の申合ニてハ、大臣始諸人受引不申振台も可有之ニ付、中々ニ三家始被御引寄、御一致ニ御取斗相成方可然」という、いわば集権的政治体制の確立にあったことは言うまでもない。

すでに天保八年三月、藩主権力は、従来大配分領主層が担当していた郡方（代）役の制限ないし廃止の方針を打ち出している。郡方の職掌については時期により変化し、代官との関係から複雑であり、従来の研究で必ずしも明らかにされているとは言い難いが、幕末段階では「御政事ニ相懸候義者郡方、雑務之筋者代官所」、つまり年貢収納業務は代官、それ以外は郡代と規定されている。しかし、このような農村支配の二重構造では「打追両役相並居候而者、郷内難渋者不及申、御政雑共不相立ニ候」という理由により、郡代役の権限が制限されようとしたのである。この方針の実施は翌天保九年八月に決定された。

これに対し、大配分領主層のうち小城家当主鍋島直堯は、同年（天保九年）九月一三日付で、請役の鍋島茂貞へ書状を送っている。そのなかで、

惣而小城郡方之儀、今更改而不能申伸候得共、日峯様・泰盛院様厚 御賢慮を以、元相月堂を御取立被下、公辺江

指出候節、私領地面之儀小城郡之内而已、而過半御附屬被成下候以来、定持ニノ、代々相動来候故、被相定置候、

幕末期における佐賀藩家臣団の構造



幕末期における佐賀藩家臣団の構造

郡方御條目を旨として、猶又於手前も掟等相立、

。此節御改正<sup>三四</sup>、郡方勤向之内、過半御引上、代官支配相成候<sup>三五</sup>、於内輪彼是差支向々私領方支配行届兼候通<sup>三六</sup>、可移行欤と甚以当惑

と述べ、(i)郡方が小城家創設以来仰せ付けられ、郡方條目を基本として自らの法令を定めていたこと、(ii)従って郡方権限の制限が実施されれば私領（大配分領）支配が困難なこと等を主張している。いわば大配分の論理を展開している。であり、郡方の制限は単に農政の問題にとどまらず、大配分領主層が領内に割拠するという藩体制の本質にかかわる問題であったといえよう。

大配分領主層による郡方はその後も存続するものの、大配分領主に対する藩主権力への一元化政策は、とくに本支藩関係通じて推進された<sup>三七</sup>。

すなわち、郡方制限の方針が打ち出された二ヶ月後の天保八年一〇月、「三家私領始、大小之配分共、一般荒凶之備、成丈御蔵人見合を以相整候様」と、蔵入地に準拠して、小配分（一般家臣の知行地）とともに大配分にも備米が指示された。

天保一二年には、幕府より蓮池家当主鍋島直興に対する神社奉行就任の要請があったもの、

<sup>(天保二年二月一日)</sup>（前略）一体三家被相立候<sup>三八</sup>付、御代々様御深慮被為在候儀者新敷不及申、就中、御番方<sup>三九</sup>付而者、三家之衆在邑無之而不相叶候處、一旦御家格於相勤者、至向之何等之儀可致出来候哉も難斗<sup>四〇</sup>、

と、軍事的理由による三家在国を強調し、幕府よりの申し出を拒絶している。その背景には、前年の天保一一年五月、仕組所構成員を長崎仕組方兼帯として長崎警備体制の強化が本格化した時期にあたっており、長崎警備を基軸とした三家（三支藩）の本藩軍役体制への包摂化が進められていたことが考えられる。神社奉行就任が本藩より拒絶された蓮池藩の場合、天保一一年六月、武器に関して、各家臣による自分用意と蔵方渡の調査が「長崎表黒船来着之砌、佐嘉<sup>(佐賀)</sup>

本藩  
表方一左右次第御出勢被差出候御仕組」の一環として実施されている。<sup>59</sup>

さらに、弘化三年八月六日および十一月二日に相次いで三家による在所（所領＝知行地）での「寄合」が禁止され、「御城下表<sub>三</sub>而御出会」が強制された。<sup>60</sup>これと相前後して、すでに天保七年に願ひ出されていた小城家による城主格申請の再願が、八月二十七日本藩より却下されるに至る。その理由は「古来より御国家固、其外嚴重之御格式被相定置、御公私之御仕成等、他之本末と<sub>者</sub>詔旨相違候付（中略）重而被相願候共、議義之道無之」というものであり、佐賀藩における本支藩関係が他藩におけるそれとは相違するという藩主権力の認識が明白である。嘉永元年二月、鹿島藩内澄分停止を本藩が幕府へ願ひ出たこと、あるいは同年九月、本藩による戸籍作成が小城・蓮池両藩に強制され、これに対して両藩主が連署にて反対したこと等は、本藩の三支藩に対する認識の具体化を示すものにほかならない。<sup>61</sup>

このようにして、いわば大配分領主層の頂点に位置する三家（三支藩）が、藩主権力の論理により、その内部に改めて位置づけられたといえよう。

以上の過程の上に、嘉永四年七月大配分領主層による郡方が廃止された。<sup>64</sup>このことは、大配分領主層が比較的自立的性を保持しながら領内に割拠するという従来の藩体制が変容する重要な画期となった。これを藩家臣団の観点よりみれば、大配分領主層が独自に編成していた「備」に対する藩主権力の直接掌握の契機となることを意味する。

そこで、まず注目されることは、大配分領主による郡方が廃止された五ヶ月後にあたる嘉永四年二月二〇日、次のように合せられたことである。

（嘉永四年二月二〇日）

一、三家始諸家来<sub>之</sub>之義、兼而御自領御筒打被相部義ニ付、御火術方入門抱術稽古いたし候様、被思召候、依之右之段其筋相達相成候通、役々江相達候様<sup>65</sup>

史料中にみえる「家来」とは、佐賀藩の場合陪臣を意味し、「三家始諸家来」とは、三家を初め親類、親類同格の陪臣団（家臣団）、すなわち「備」編成を指すものと考えられる。これら大配分領主層の陪臣団は、従来「御自領御筒打」

幕末期における佐賀藩家臣団の構造

に専念<sup>67</sup>していたが、以後、藩の西洋銃砲の研究・訓練組織である火術方への入門と砲術稽古が命じられたのである。いわば「備」編成が火術方入門を通じて限定つきながら、「与私」編成へ組み入れられたことを示すものであろう。

翌嘉永五年一〇月に作成された「嘉永五年三家御親類同格家来人数附」は、以上のような経緯のなかで作成されたのである。これは、小城・蓮池・鹿島の三家、白石鍋島・川久保鍋島・久保田村田・鳥栖村田の親類、武雄鍋島・多久・諫早・須古鍋島の親類同格という大配分領主層の陪臣団<sup>68</sup>「備」編成について、階層別に全人数を綱羅したものである。郡方の廃止に象徴されるような、藩主権力による大配分領主層を対象とした集権化政策が推進されるなかで、家臣名こそ記載されないもの、「備」編成が一括掌握されたことは特筆に値する。もちろん、このような藩主権力による「備」編成の家臣団分限帳作成は前例がなく、いわば幕末期に成立した新「分限帳」といえる。

さらに、翌嘉永六年一一月には、「備」編成家臣団の居住地調査が実施された。

(嘉永六年一月)

嘉永六年十一月、御私領外へ被官召抱居候者へ、其段同月十三日迄之内、佐嘉り被相達、此御方請役所方左凡例之通書載、右同月同日迄之内、差出候様、達帳与々へ被差出候ニ付、与扱迄及書通候事

請役所達

御私領外江被官召抱居候人々、来ル十三日迄之内、左書載之通可被差出候、此段御与々無洩可被相触候、以上

十一月

凡例

相談人

何郡何郷何村

何之何某被官

何 某

右之通請役所方被相達候間、急速此ものニ而為御知可被成候、已上

十一月七日

組扱中<sup>70</sup>

この史料は、私領（大配分領）外にて召抱えられた被官居住地の調査が、佐賀本藩請役所より嘉永六年一月蓮池藩に命じられたことを示しているが、蓮池藩のみならず、この時期、他の大配分領主に対しても同様の調査命令が通達されたことは、史料内容より明らかである。後述するように家臣が召抱える陪臣は、被官を初めとし家臣知行地外に居住する者が多数みられ、大配分領主の家臣（備）構成者、藩主との関係では陪臣でも例外ではなかった。このような知行地（私領＝大配分領）外居住の陪臣について、藩主権力による一斉調査が実施されたわけであり、その調査結果は、「三家家来私領外住居名書」・「御親類家来私領外住居名書」・「同格家来私領外住居名書」および「御家老家来知行所外住居名書」として整理・記録された。<sup>71</sup>前三者は改めて言及するまでもなく、三家・親類・親類同格等の大配分領主層に関するものであり、最後の記録は格制的に親類同格の次に位置づけられる家老の陪臣団に関するものである。<sup>72</sup>なお、大配分領主層の知行地が「私領」と明記されるのに対し、家老層のそれが単に「知行所」と呼称されており、前者（大配分）と後者（小配分）の知行地が質的相違を内包していたことが窺われる。

以上みてきたように、大配分領主層に対する藩主権力の一元化（集権化）政策の一環として、あるいはそれを前提としながら、「備」編成に対する直接掌握の方針が明確化し、「備」の全体構成を示す「嘉永五年三家御親類同格家来人数附」さらに私領（知行地）外居住の陪臣に関する諸記録等の新「分限帳」が成立したのである。

### 三 幕末期家臣団の構造

幕藩領主が有する家臣団の本質は軍事力を構成することであり、これら封建家臣団の掌握が幕藩領主を封建領主たらしめるひとつの要件である。ところが、藩家臣団の場合その全容を明らかにすることは容易なことではない。とくに

幕末期における佐賀藩家臣団の構造

佐賀藩のように藩家臣団が二元的編成（「与私」と「備」）をとり、しかも複雑な陪臣構造をとる藩においては、その作業は著しく困難である。その原因は、第一に各種の分限帳が作成されているにもかかわらず、藩家臣団の全体構成を示した分限帳が存在しないこと、第二に各種の分限帳のいずれにも家臣が召抱える陪臣団の総体（人数・名書・石高等）が示されていないことにある。

ところが、前節でみたきたように佐賀藩においては天保期以降、藩軍事力の強化あるいは藩主権力の集権化政策の一環として、従来みられなかった数種の新「分限帳」が作成されるに至る。すなわち、各「与私」の全構成員のみならずその居住地をも付記した「弘化」「元年惣着到」、「備」編成の全容を明らかにした「嘉永五年三家御親類同格家人数附」および「備」を初めとする上層家臣の各陪臣団居住地の記録である「私領（知行所）外住居名書」（嘉永六年調査）がそれに当たる。これら幕末期に作成された新「分限帳」は、いわば藩主権力による家臣団（陪臣団）の実態調査の結果を示すものであり、年代的に限定（幕末期）されるという制約があるものの、佐賀藩家臣団の全体構成を示す唯一の資料（データ）ということができる。本節では弘化二年より嘉永六年にかけて調査・記録された以上の新「分限帳」およびそれらの資料を基礎に作成されたと考えられる「安政初年調御領中明細録」所収の「直管藩兵十六組」等の検討を通じ、藩家臣団の全体構成および家臣在郷制の実態について解明することにしよう。

### (1) 藩家臣団の全体構成

佐賀藩家臣団が「与私」と「備」という二元的編成形態をとることは、これまで述べてきた通りである。このうち、藩主直屬家臣団（「与私」）の構成や軍役負担方式およびその変遷等については、すでに検討を試みているが、ここでは弘化と安政期の実態について確認しておきたい。

表(4)は、弘化二年段階における「与私」編成を一覧化したものである。「与私」編成は寛永と明暦期に一五与編成と

表(4) 弘化2年「与私」一覽

与私(大与頭の物成高)	侍	手明鑓	御徒 新御徒	足					輕	そ の 他	計
				鉄 砲	弓	昇・副筒	大 筒	長柄鑓			
鍋 島 主 水(3000石)	111	82		122	73	32		36		456	
鍋島弥平左衛門(2500石)	61	37	190	155	108	45		45	諸職人55人, 船手302人	998	
鍋 島 弥 六 郎(2400石)	119	77		114	75	31		37	赤司寄合38人	491	
鍋 島 周 防(2000石)	117	49		105	73	30		33		407	
鍋 島 志 摩(1900石)	120	63		124	68	34		34		443	
鍋 島 播 摩(1700石)	66	46	138	154	105	49		47	大工棟梁21人, 鍛冶15人, 船手297人	938	
鍋 島 左 太 夫( 600石)	122	48		75	75	31		40	諸職人6人、馬渡礼太夫	391	
成富十右衛門( 600石)	178	104		95	38	26		33	支配足輕169人	649	
鍋 島 市 佑( 600石)	68	57		78	41		36		小道具之者68人	348	
岡 部 李 之 助( 500石)	123	43		117	38	28		34		383	
石 井 勘 解 由( 500石)	88	123		99	30	28		34		402	
坂部又右衛門( 400石)	176	118		100	35	25		34		488	
大 木 主 斗( 310石)	110	62		114	72	29		34		421	
深江六左衛門( 300石)	92	47		118	76	24		32		389	
鍋 島 隼 人( 270石)	68	50		74	40		34		小道具之者73人	339	
	1,619	1,006	328	1,644	947	412	70	473	1,020人	7,519	

註) 「弘化二己年惣着到」より作成。

して整備・定着し、その後藩政中後期を通じて大きな変化はみられず、弘化二年段階でも一五与編成が堅持されていたことが知られる。各「与私」は大与頭と呼ばれる物成三〇〇石、二七〇石の上・中級家臣に統率され、侍・手明鑓・御徒（新御徒）および足軽（鉄砲・弓等）より基本的に構成されている。さらに、赤司寄合や「馬渡礼太夫支配足軽」等の特殊な家臣団、大工棟梁・鍛冶を含む職人集団、あるいは小道具・船手等々が各「与私」に所属していた。侍を除く下層家臣（切米取）は、階層別にいわば小「与」を形成しており、侍層がその与頭（物頭・小与頭）を担当している。つまり、各「与私」は侍層と、切米取の下層家臣により構成される小「与」より編成されていたのであり、「与私」一五与編成の総家臣数は七五一九人となる。

ところで、各「与私」はこれら直臣層のみならず、各家臣が召抱える陪臣層を内包した編成形態であり、「与私」の私とは、陪臣層を示すものに他ならない。その点で、安政初年調査「御領中明細録」所収の「直管藩兵十六組」は、「与私」構成者について、直臣数にとどまらず、陪臣数を「家老六人陪従者」と「着座侍平土陪従者」として掲げている点で、弘化、嘉永期に実施された藩家臣団の実態調査がさらに進展し、直臣団の陪臣調査にまで至っていたことを物語っている。表(5)は、この「御領中明細録」により作成したものである。

表中の区分は、「与私」の構造を踏まえて筆者が設けたものであり、階層欄は史料名に従っている。この表により「与私」の構成について補足を加えながら、陪臣をも含めた直臣団の総体を確認しておこう。

佐賀藩直轄軍事力Ⅱ「与私」編成は、侍・下層切米取の直臣層とそれらが召抱える陪臣層に区別される。侍層は「与私」を統率する大与頭、手明鑓や各足軽より成る小「与」を管轄する与頭（物頭）、医師を含む平土等より構成される。与頭は平土層より選抜される。これら侍層の総数は一四二〇人である。各「与私」内で小「与」を構成していた下層切米取の中心は手明鑓、御徒、足軽等の戦闘集団であるが、他に船手（御船頭・水夫）や職人集団が加わっている。これら下層切米取の総数は四五五九人で、侍層の三・二倍に相当する。侍層と下層切米取を合算した直臣総数は五九七

表(5) 幕末期における佐賀藩直轄軍力(安政初年)①

区分		階層				人数		
直	侍	大与頭	家老	大組頭	頭頭	6人	1,418 (1,420)	5,978③ (5,979) <37.2%>
			着座	大組頭	頭頭	19		
		与頭	手明	鑓頭	頭行	29		
	船奉		司頭	頭頭	2			
馬	上	御徒	御徒	頭頭	4	1,177 78	4,560② (4,559)	
		新足	輕具	頭頭	2			
臣	下層切米取	小職	道具人	頭頭	96	4,560② (4,559)		
		千赤	明徒(新・旧)	鑓司	883			
		御船	頭御歩	水夫	30			
		一孤	御道	行具	195			
		小大	工棟	梁治	525			
		鍛	諸職人(石工其外)		84			
		七瓦	石坊主	主師	99			
		足		輕	29			
					10			
					39			
陪臣	家老	六人陪從者			若干	(10,073) <62.8%>		
		着座侍平士陪從者			1			
總計						(16,052人) <100%>		

註) ①「安政初年御領中明細録」(「鍋島家文庫」<佐賀県立図書館蔵>)より作成。なお( )内の数値は筆者計算であることを示す。②「七石坊主」の若干名を含まない。③「但シ、從者ナシニ本人ノミ」。



九人である。<sup>(83)</sup>

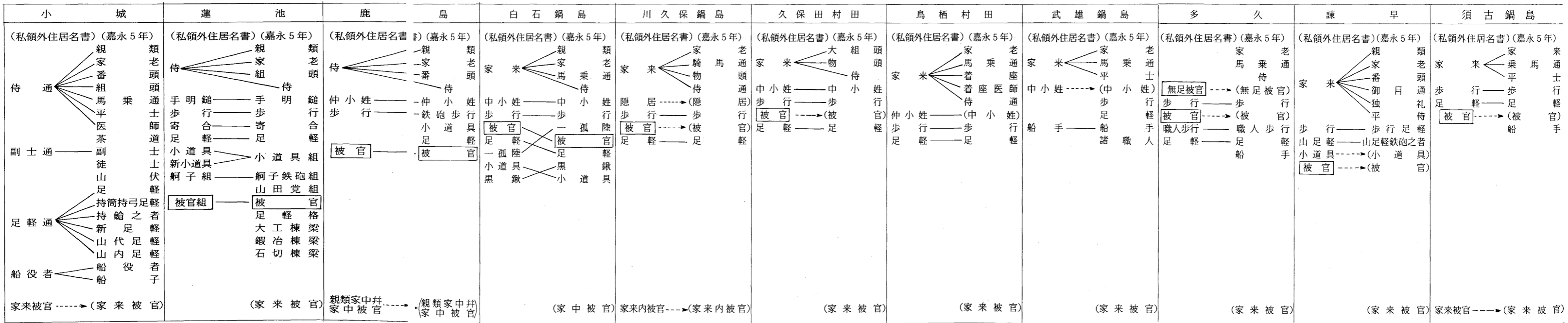
一方、家老・着座および一般平士層が召抱える陪臣は、合わせて一〇〇七三人となる。これは、表中の直臣と陪臣とを合算した家臣総数一六〇五二人の六二・八%に当たる。藩政初期(寛永元禄)段階で、各「与私」中の陪臣比率は六〇〜七〇%台であり、幕末期においても、ほぼ同比率の陪臣が「与私」内に編成されていたといえよう。<sup>(84)</sup>

なお、この時期における侍層の石高(物成高)別構成については前掲表(2)により知られるように、藩政初期に比較して五〇石未満層の増加が目され、一二五七人中、九三九人、比率にして七四・七%を占めるに至っており、それが切米取・扶持取層の増加によっていたことは先述した通りである。

以上、「与私」の編成と構成および陪臣をも含めた家臣総数について検証してきた。次に「備」編成の分析に移ろう。「備」編成とは先述したように、三家・親類・親類同格等の大配分領主層が編成する陪臣団組織のことである。図(1)は「嘉永五年三家御親類同格家来人数附」を基本とし、それに三家・親類・親類同格の各「私領外住居名書」より確認される階層を対応させ、各家における陪臣団の階層構成の復元を試みたものである。実線(—)は、両分限帳で認められる階層の対応関係を示す。また、私領外住居名書にのみ確認される階層については破線(---)を附し、嘉永五年欄に括弧付で加えた。例えば小城家の場合、「嘉永五年三家御親類同格家来人数附」において知られるのは親類以下一九階層であり、「三家家来私領外住居名書」では侍以下五階層が存在し、それぞれ実線で図示したような対応関係があったものと考えられる。但し、家来被官は「嘉永五年三家御親類同格家来人数附」にみえないが、嘉永五年欄に加える。<sup>(85)</sup> 以上のような図示方式により図(1)は作成している。<sup>(86)</sup>

図(1)より第一に確認されることは、各大配分領主層が編成していた陪臣団階層はけっして同一ではなく、その多様性が指摘されるものの、親類・家老層、番頭・組頭層、侍通・平士層、手明鍵・仲小姓・歩行・足軽等の下層家臣層、船手(舸子)層、諸職人等の非戦闘集団というように、「与私」||藩主直屬家臣団の階層構成に極めて似ていることで

図(1) 「備」編成における陪臣団の階層構成復元図(嘉永5年)



註) 「嘉永五子年三家御親類同格家来人数附」・「三家家来私領外住居名書」・「御親類家来私領外住居名書」・「同格家来私領外住居名書」より作成。

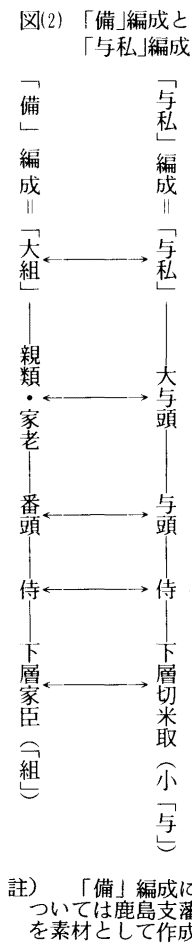
表(6) 鹿島支藩における家臣団構成(安政5年)

大組	番頭侍(内悴)	組	階層(内悴)
鍋島左近組 (親類)	番頭4 侍34(8)	嬉野良四郎組	仲小姓 23(3) 歩被行官 25(4) 1
		久布白繁雄組	仲小姓 20(3) 歩被行官 14 2
		愛野六右衛門組	歩被行官 21(6) 3(1)
		高松九郎右衛門預組	小道具 13 被官 39(1)
		川原新之允組	足輕 20
		西岡作右衛門預組	足輕 15
		相浦清兵衛組	足輕 20
田中大炊組 (家老)	番頭4 侍40(3)	不詳	仲小姓 32(7) 被官 3
		田中組	仲小姓 31(8) 歩被行官 14(2) 6
		渡辺藤左衛門組	歩被行官 21(6) 8
		西岡作右衛門組	足輕 20
	番頭6(2) 侍29(10)	不詳	仲小姓 33(6) 被官 4
		高松九郎右衛門組	歩被行官 22(6) 6
		山崎七郎左衛門組	足輕 20
		並木平左衛門預組	足輕 15
		同上	足輕 20
並木平左衛門組	足輕 20		
長崎大学組 (家老)	侍 7(2)		仲小姓 33(10) 歩被行官 8(2) 26(2)
相良三郎兵衛預組 (家老)	侍 14(4)		仲小姓 30(8) 歩被行官 21(5) 9
同上	侍 8(2)		仲小姓 12(2) 歩被行官 15(1) 1

註) 「安政五年家中着到」より作成。

ある。これは「備」編成が「与私」と同様の構造を有していたからにはほかならない。安政五年段階における鹿島支藩の家臣団について示した表(6)により、このことを確認しておこう。

まず、この「備」編成(鹿島支藩家臣団)が五大組より成っていたことが知られ、親類・家老等の上層家臣が統率していた。各大組には数人〜数十人の侍が所属するとともに、仲小姓・歩行・足軽・被官等の下層家臣により構成される組を内包していた。この組は番頭と称される侍により統率される。このように、「備」編成は、いくつかの大組およびそれに内包される下層家臣の組より構成され、図(2)にみるように、「与私」と対応する構造を呈していたのである。従って、「備」の各階層構成が多様なバリエーションを示しつつも、「与私」と似ていたことはむしろ当然といえよう。



図(1)より第二に指摘できることは、各大配分領主層における被官の位置づけについてである。すなわち、「私領外住居名書」において被官層(被官)・「被官組」・「無足被官」が明記されるものの、「嘉永五年」三家御親類同格家来人数附)では確認できない場合があり、川久保鍋島、久保田村田、多久、諫早、須古鍋島等がそれに該当する。このことは、各大配分領主層の陪臣団において被官の性格が他の陪臣とは著しく相違していたことを示すものであり、被官が「備」の構成員⇨大配分領主の家臣として、いわば極めて不安定な存在であったことが看取される。分限帳により、被官層記載の相違がみられるのは、その微妙で不安定な性格を反映しているのである。<sup>88)</sup>

表(7) 「備」編成における軍団構成①(嘉永5年10月)

階層	「備」		三家(三支藩)			親類					親類同格				計				
	小	城	連	池	鹿島	白鍋	石島	川久保鍋島	久保田村	鳥村	栖田	武鍋	雄島	多久		諫早	須鍋	古島	
大与頭	親家類老②	2	4	1	2										2			} 56	
		4	6	3	2		5	3		3		5		6	6		2		
与頭③	番組頭	10		13			3			2					23			} 286	
		53	28		30		12	15		9		27		33	15		13		
	侍通・平士④	253	218	93	113	173	152	96	213	213	345	140						} 2,009	
下層家臣	手明鑓 仲小姓 歩行⑤ 小道具⑥ 被足官 足輕⑦		68															} 6,183	
		305	137	166	85		17	37									65		
			45	128	142	75	98	91	105	61									
		936	399	150	325	294	223	230	432	441	800	82							
	船手	86	87								54	106				14		} 347	
非戦闘集団	諸職人⑧ その他⑨	52	8								44	24						} 132	
計⑩		1,701	1,005	680 (690)	804	562	508	472	882 (880)	884	1,221 (1,191)	316						9,035 (9,013)	

註) ①「三家御親類同格家来人数附」より作成。②久保田村田の大組頭を含む。③足輕組等のいわば小「与」を統轄する階層を中心に、長柄奉行、小役人奉行等の奉行人層を含めたものである。したがって、番頭・組頭という名称ではないものの、小「与」を統轄していたものは、この階層に加えた。すなわち、川久保鍋島の騎馬通、鳥栖村田の馬乗通を番頭に、白石鍋島の馬乗通、武雄鍋島の馬乗通、多久の馬上通を組頭にのごとくである。④独礼、先士を含む。⑤副士、寄合、一孤陸を含む。⑥黒鍬を含む。⑦連池の山田党組を含む。⑧職人歩行は、この階層に加えた。⑨医師、山伏、坊主、茶道等である。なお、医師は、侍通あるいは仲小姓格とされることがあり、その場合は、それぞれの数字に医師が若干含まれている。例えば、川久保鍋島の場合、侍通173人中、15人の医師を含むごとくである。⑩史料計と筆者計算が違う場合、( )内に筆者計算の合計人数を加えた。

鎌倉期における佐賀藩家臣団の構造

図(1)によって確認される以上のような「備」編成の階層的特色を踏まえながら、次に、「備」編成の具体的な人数構成をみることにしよう。

表(7)は「嘉永五年三家御親類同格人数附」により、三家・親類・親類同格層の陪臣団について階層別に整理し、人数構成を一覧化したものである。階層については「備」の構造に基づき、(図(2)参照)、大組を統率するいわば大・与・頭層(親類・家老)、大組内の組を管理・統轄する与・頭層(番頭・組頭)、侍通・平土層、手明鍵・仲小姓・歩行・小道具・被官・足軽等よりなり組を構成していた下層家臣層、船手層、および諸職人・瓦師・山伏・茶道等の非戦闘集団の五階層を設定し分類している。なお、表中の( )内数値は筆者算出によるものであり、史料計と相違する場合に付記している。

「備」編成中、最も規模が大きいのは三家の小城で一七〇一人を数える。次いで親類同格の諫早の一一九一人と続き、親類同格の須古鍋島が三二六人で最小となる。各「備」編成の規模を前掲表(4)に示した「与私」編成と比較した場合、単純に平均すればひとつの「備」編成が八一九人に対し、「与私」編成は五〇一人となる。もっとも、構造的には「与私」と「備」中の大組とが対応しているため(図(2)参照)、「与私」と「備」との直接的な比較は注意を要するが、概して「備」が「与私」よりも規模が大きかったことは留意しておく必要がある。

階層別にみた場合は、侍通・平土層と下層家臣層が中心的地位を占め、とくに後者は全体の九〇一三人中、六一八三人と六八・六%にのぼる。

なお、図(1)の検討を通じて指摘しておいたように、「嘉永五年三家御親類同格人数附」に、「備」の全構成が網羅されているわけではなく、とくに被官層を含めない場合があり、また、又陪臣の記載が表(7)には皆無である。従って実際には「備」編成の総数は、九〇一三人を越えるものと考えられるが、藩主権力が直接掌握し動員可能な「備」陪臣団の総数という観点に立てば、この数値は大きな意味を有する。

表(8) 佐賀藩全家臣団構成(嘉永末~安政初)

階層	編成	「与私」編成	「備」編成	計
侍		1,342	2,351	3,693
下層(切米取) 家臣		3,955	6,183	10,138
船手		525	347	872
非戦闘集團		157	132	289
陪臣		10,073		10,073
計		16,052	9,013	25,065

註) 「御領中明細録」(安政元年), 「嘉永五年三家御親類同格家来人数付」より作成。

以上、幕末期の藩主権力による家臣団の実態調査に基づいて作成された新「分限帳」の分析を通じ、「与私」と「備」の両編成について、その構造や人数構成の特色等の考察を進めてきたが、以下、これらの分析を踏まえ、「与私」と「備」とを総合的に把え佐賀藩家臣団の全体構成について検討を加えることにしよう。

表(8)は、「与私」の構成を示した前掲表(5)、および「備」の構成を示した表(7)に基づき作成したものである。階層構成は、侍・下層(切米取)家臣・船手・非戦闘集團・陪臣に分類する。「与私」編成の場合、前掲表(5)との対応関係では、侍(表(8))が侍(表(5)但し、医師を除く)、下層(切米取)家臣が手明鍵・赤司・御徒・一孤御歩行・小道具・足軽等、船手が御船頭・水夫、非戦闘集團が医師・大工棟梁・鍛冶・諸職人・七石坊主・瓦師等、陪臣が家老六人陪従者・着座侍平士陪従者にそれぞれ相当する。また、「備」編成の場合、藩主との関係からは全て陪臣に含まれるものの、「備」が「与私」と構造的に同質性を有しながら独自に編成されていた点を重視し、「与私」に準拠した階層構成

成の分類に従う。すなわち、侍(表(8))が親類・家老・番頭・組頭・侍通・平土層(表(7))、下層(切米取)家臣が手明鍵・仲小姓・歩行・小道具・被官・足軽等、船手が船手、非戦闘集團が諸職人・医師・山伏・坊主・茶道等にそれぞれ相当する。

「与私」と「備」とを階層別に比較した場合、両編成の中核的存在である侍・下層(切米取)家臣において「備」の規模が大きかったことが知られる。従って侍・下層(切米取)家臣・船手・非戦闘集團等のいわば両編成の直臣層について

みた場合、「与私」が五九七九人に対し、「備」はその一・五倍に当たる九〇二三人を数えるのである。なお、図(1)・表(7)に関連して指摘しておいたように、この表(8)では、「備」編成中に被官や又陪臣が加っていない場合があるため、「備」編成の総数は九〇二三人を遥に上廻っていたと思われる。しかし、ここでは藩主権力が直接掌握したいわば軍事動員可能な軍役人数として、表(8)により算出された数値を把えることにする。

すなわち、「備」編成の構成人数は九〇二三人であり、「与私」の一六〇五二人と合算した二五〇六五人が、佐賀藩軍事力として藩主権力により認識・掌握されていたのである。

## (2) 家臣在郷制の実態

佐賀藩家臣団編成の特質のひとつは、藩主直屬家臣団である「与私」と大配分領主の陪臣団である「備」という二元的編成をとっていたことであり、前項ではそれらを統一的に把握、いわば佐賀藩家臣団編成の全体構成について検討した。本項ではその検討を踏まえ、佐賀藩家臣団のいまひとつの特質である在郷制の実態についてみることにしよう。そこでまず、直臣団の在郷状況より考察を始めよう。

### 〈a〉直臣団

具体的分析にはいる前に佐賀藩における在郷規定の変遷について概観しておこう。

佐賀藩では元和四年に最初の在郷禁止規定が示達される。ところが三年後の同七年には「下々致在郷候儀、四人切手を以可被申付事」といわば願ひ出制となり、さらに寛永五年四月に至り、知行五〇〇石以下で「給人役者」以外、つまり藩役職に就いていない家臣に対し「勝手次第」の在郷が容認される。藩主権力の家臣団に対する在郷禁止の方針にもかかわらず、それが極めて困難な状況であったことが窺える。その背景の一端には、藩政初期における度重な



る公儀普請が藩財政を圧迫し、これが家臣財政に転嫁されるという、幕藩制社会が内包する構造的問題が介在しているものと考えられる。<sup>98)</sup>

ところが、寛永五年四月のいわば在郷容認規定は僅か七ヶ月で撤回され、同年十一月には、再び願い出制となった。<sup>99)</sup> このことは、藩主権力の予想以上に、容認規定を挺子とした家臣団の在郷化が進行したことを物語っており、寛永一四年には「家中之者、無鵜次、在郷へ罷越候儀、可為停止」<sup>95)</sup>と、元和四年の在郷禁止の方針に復している。しかし、同時に「但罷移候へて不叶者ハ、美作守切手を以可遣事」<sup>96)</sup>と、いわば在郷に関する例外規定を設けており、むしろこのことが重要である。寛文一二年に示達された「御掟条々」(「鍋島家文庫」所収)にみられる在郷規定は、右の例外規定を、具体的規程を設け改めて明文化したものと見えよう。すなわち、在郷者で定米(物成)五〇石以上は城元移住、知行一〇〇石(物成四〇石)以上は在郷禁止と定められている。これは、在郷者で定米五〇石未満の場合は城下居住者でも物成四〇石未満であれば在郷居住が認められたことを示している。

この寛文規定の方針が、以後幕末期に至るまで定着したと考えられる。しかし、とくに享保飢饉以後にみられるような臨時的ないし制限付在郷許可規定<sup>97)</sup>を通じて、同規定は漸次形骸化していき、天明八年段階では「御城下諸小路・御免地屋敷之儀、御家中住居仕候<sup>98)</sup>不相叶處、身上柄之人々も在郷住居多、早竟者年々<sup>99)</sup>抱屋敷等、多分ニ相成」と、本来、城下居住を定められていた家臣層においても、在郷化が進行していたことが知られる。しかも、前記寛文規定にみられるように、下層家臣の在郷は容認されていたわけで、藩政中後期における広範な下層家臣の形成という状況と勘案した場合、家臣財政の窮乏化とも相まって、佐賀藩における家臣在郷は、いわば体制的に進行・定着したものと考えられる。

以上のようにして形成されてきた家臣在郷制に対し、天保期以降の軍事力強化路線のなかで、藩主権力はその矛盾を認識し、本稿二節(1)項で述べたような家臣在郷の克服策を打ち出すとともに、家臣居住地を付記した「弘化」一七年惣

表(9) 幕末期における家臣居住地

階層 居住地	侍		手明 鑓		御 徒		足 輕		職 人		船 手		計	
	人 数	比 率 %	人 数	比 率 %	人 数	比 率 %	人 数	比 率 %	人 数	比 率 %	人 数	比 率 %	人 数	比 率 %
城下町	966	57.1	362	32.6	68	16.0	1,229	29.4	57	57.0			2,682	33.1
村	545	32.2	599	54.1	214	50.2	2,081	49.8	28	28.0			3,467	42.8
津	60	7.6	32	11.9	44	24.6	242	18.7	2	12.0	601	100.0	981	21.7
宿	43		53		41		387		10		534			
町	27		47		20		153				247			
他	6	3.1		1.4		9.2	8	2.1		3.0			14	2.4
不明	46		16		39		78		3		182			
計	1,693	100.0	1,109	100.0	426	100.0	4,178	100.0	100	100.0	601	100.0	8,107	100.0

註) ①「弘化二己年惣着到」より作成。②悴・孫・後見人も含める。③深堀詰・香焼詰は、住居地を示すものではないと考えられるので、「他」に入れる。④また、佐賀藩領外の長崎詰、下関詰も「他」に入れる。但し、小城・鹿島・蓮池等の三支藩領住居者は含める。その際、三支藩城下住居者は「町」住居とする。⑤「不明」とは、住居地が記載されないものである。但し、悴・孫・後見人にも住居地が記載されないが、この場合本人住居地と同様とする。⑥構成比算出には、不明分を加えたため、実際の構成比より少なめの数値となる。

着到」を作成するに至るのである。

表(9)は、この「弘化二年惣着到」に基づき家臣団(直臣)居住地を一覧化したものである。家臣団は、侍・手明鑓・御徒・足軽・職人・船手の六階層に、また居住地は城下町(佐賀)・村・津・宿・町・他・不明の六居住地にそれぞれ整理・分類した。<sup>99)</sup>なお比率については、津・宿・町および他・不明をそれぞれ一括して算出した。

表(9)は、藩政初期より形成・進化したきた佐賀藩における家臣在郷の実態を明らかにしてくれる。

まず、侍についてみてみると一六九三人中、城下町居住者は九六六人、五七・一%と六割にみえない。しかし他の階層と比較した場合、侍の城下町居住比率は高い方で、職人の五七% (五七人) を除けば、手明鑓は一〇九人中三六二人で三三・六%、御徒は四二六人中六八人で一六%、足軽は四一七八人中一二二九人で二九・四%と、いずれも極めて低率であり、城下町外居住がむしろ一般的であった状況が指摘される。城下町外居住地の中心は、船手の津を除きいずれの階層でも村である。就中、手明鑓の場合、五四・一%に当たる五九九人、御徒では五〇・二%に当たる二一四人、さらに足軽でも四九・八%の二〇八一人と、その半数前後が村居住であったことは注目される。また、津・宿・町居住では船手全員が津居住であるほか、御徒のうち二四・六%に当たる一〇五人が津・宿・町居住であったことが目立つ。

このように、佐賀藩家臣団における居住分布は、城下町よりもむしろ村を初めとする城下町外に拡散していたわけで、全体でみれば八一〇七人中、城下町居住者は二六八二人の三三・一%に過ぎず、村居住者が三四六七人、四二・八%と圧倒的に多く、津・宿・町居住者も一七六二人で二一・七%を占めるのである。なお、このような在郷家臣のなかには、農業を初めとする生産活動に従事していた家臣が多くみられるが、その実態および性格については改めて論ずることにしたい。

ところで、表(10)は表(9)中の侍について、地方知行取・切米取・扶持取に整理した上で石高(物成高・切米高・扶持高)

表(10) 幕末期における城下町外居住者(侍)

石高	地方知行(物成)			切米知行			扶 持			家臣 総数 (②+③ +④)	城下町外 居住者総数 (⑤+⑥+ ⑦)	⑧× 100
	②地方 給付者	③城下町 外居住者	④× ②× 100	⑤切米 給付者	⑥城下町 外居住者	⑦× ⑥× 100	⑧扶持 給付者	⑨城下町 外居住者	⑩× ⑨× 100			
3000石以上	2(1)									2(1)		
2000石以上3000石未満	3									3		
1000～2000	3(1)									3(1)		
500～1000	9(3)									9(3)		
300～500	9(3)									9(3)		
200～300	37(14)	2	5.4							37(14)	2	5.4
100～200	113(30)	6	5.3	13(2)	3	23.1				126(32)	9	7.1
50～100	157(55)	22	14.0	72(17)	8	11.1	9(2)			238(74)	30	12.6
20～50	126(30)	57	45.2	713(197)	351	49.2	83(21)	33	39.8	922(248)	441	47.8
0～20	12(3)	8	66.7	27(8)	23	85.2	253(45)	175	69.2	292(56)	206	70.5
計	471(140)	95	20.2	825(224)	385	46.7	345(68)	208	60.3	1641(432)	688	41.9

註) ①「弘化二己年惣着到」(「鍋島家文庫」<佐賀県立図書館蔵>所収)より作成。②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩欄の( )内は、忝・孫・後見人等の人数である。③⑥⑦⑧⑨⑩欄には、明示しなかったが、忝・孫・後見人等が含まれる。④家臣総数が1,641人で、表(9)の1,693人より52人少ないのは、同表中の他および不明に該当する52人を加えていないためである。

別に城下町外居住者を抽出し一覽化したものである。家臣の知行取タイプ別にみた場合、地方知行取の城下町外居住者は四七一人中九五五人、二〇・二%を占めるにすぎない。このことは、地方知行取がその知行地を離れていること、つまり藩主権力による城下町集住策がかなり徹底していたことを示している。これに対し、切米取は八二五人中三八五人で四六・七%、扶持取は三四五人中二〇八人で六〇・三%と地方知行取より城下町外に居住する比率が高い。これは、藩政中期以降における切米・扶持支給の慢性的滞りによる切米・扶持取層の財政窮乏が、この階層の在郷化を促進したこと、ないし在郷を前提とした召抱えが行われたことに原因が求められよう。

一方、石高別では、地方知行取・切米取・扶持取のいずれかの階層でも、城下町外居住比率が、五〇石未満で極めて高率となっている。すなわち全体でみた場合、三〇〇石〜二〇〇石で五・四%、二〇〇石〜一〇〇石で七・一%、一〇〇石〜五〇石で一・二・六%にすぎないものが、五〇石〜二〇石では九二二人中四四一人と四七・八%、二〇石未満では二九二人中二〇六人と七〇・五%の高率となる。これは、佐賀藩における在郷規定の基本が、先述した寛文一二年規定に示されるように、物成五〇石未満の在郷許可にあったためと考えられる。

以上、「弘化」二年惣着到」の分析を通じて直臣団の在郷状況についてみてきた。次に、陪臣団の在郷状況について検討を加えることにしよう。

#### 〈b〉陪臣団

承応三年の「佐賀城廻之絵図」<sup>(10)</sup>によれば、小城家陪臣が一三三人、蓮池家陪臣が五九人、および大配分領主層の陪臣と考えられる「又内」が九六人確認されるが、とくに三家（三支藩）の陪臣が多数、城下町居住であったことが知られる。これは、慶長から寛永期にかけて三家創設時（前掲表(3)参照）に、本藩主（鍋島本家）よりそれぞれ「御附人」・「御讓人」として直臣が三家に分与され、三家配属後も城下町に居住していたため、承応三年の城下図にその居住がみ

られるのである。三家に限らず鍋島氏がいわば分家方式で創出した白石鍋島家、あるいは川久保鍋島家等にも直臣が分与されており、「佐賀城廻之絵図」中の「又内」とは、これらの陪臣団をも含んでいたと推測される。三家を初め鍋島氏が創出した一門層（三家・親類層）の陪臣団は、本藩による直臣分与によって形成されるという理由により、藩政初期においては城下町居住が多数みられたのである。

これに対し、その他の家臣が召招えた陪臣団の場合、むしろその主人に当たる家臣知行地を初め城下町外居住が一般的であったと考えられる。元和五年と推定される藩主鍋島勝茂の書状のなかに「申置候又家中頭々佐嘉へ可移由候つる、とや引越候哉、後便ニ様子承度候」という記事がみられるが、「又家中」つまり陪臣団のうち重臣層に対する佐賀居住の指示は、陪臣団の城下町外居住という状況が前提となっている。なお、寛永一九年には陪臣の在佐賀は重臣層より三年交代で担当するという規定となり、さらに明暦元年には高知行者のうち不断二〜三人づつ在佐賀するよう定められ、陪臣のうち重臣層に対する佐賀居住政策が緩和されるに至り、陪臣団の城下町外居住という原則が定着した。

以上のように、藩政初期の段階では鍋島氏が分家方式で創出し、直臣を分与した鍋島一門陪臣団の場合は佐賀城下町居住がみられるものの、その他の陪臣団の場合は城下町外居住が原則であったと考えられよう。

ところが、延宝期以降状況が変化してきた。すなわち、三家（三支藩）のうち蓮池は延宝期、小城は元禄期に至って家臣団（陪臣団）の領地への「在住」が開始され、享保飢饉以後は、一部陪臣による在佐賀の義務も免じられたというのである。享保期の本藩の決定は、飢饉による陪臣団の疲弊という経済的問題に主要な原因が求められようが、延宝〜元禄期の動向は、むしろ鍋島勝茂より光茂へという藩主交代を契機に延宝期以降顕在化してきた本支藩関係の矛盾、それに対する本藩による支藩統制という政治的問題が背景にあったものと考えられる。この三家陪臣団の領地在住現象は他の鍋島一門層陪臣団にも波及したと思われ、陪臣団の城下町外居住が佐賀藩では一般的になったのであ

表 (11) 各家臣における陪臣団の居住形態 (幕末期)

家 臣		陪臣数		(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(B)}{(A)} \times 100$	$\frac{(C)}{(A)} \times 100$	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$	年代	出 典
		惣人数	知行地	佐賀 城下	その他	$\%$	$\%$	$\%$				
三 家 (三支藩)	小 城	1,701	1,583	10	92	93.1	0.6	5.3	嘉永 5~6年 同上 安政 5年	「嘉永五 <sub>子</sub> 年三家御親類 同格家来人数附」 「三家家来私領外住居名書」 同 上 「安政五年家中着到帳」		
	小 池	1,005	782	5	218	77.8	0.5	21.7				
	鹿 島	794	560	4	230	70.5	0.5	29.0				
親 類	白石鍋島	804	221	67	516	27.5	8.3	64.2	嘉永 5~6年 同上 同上 同上	「嘉永五 <sub>子</sub> 年三家御親類 同格家来人数附」 「御親類家来私領外住居名書」 同 上 同 上 同 上		
	川久保鍋島	562	314	16	232	55.9	2.8	41.3				
	久保田村田	508	387	28	93	76.2	5.5	18.3				
	鳥栖村田	472	161	19	292	34.1	4.0	61.9				
親類同格	武雄鍋島	882	757	11	114	85.8	1.2	13.0	同上 同上 同上 同上	「嘉永五 <sub>子</sub> 年三家御親類 同格家来人数附」 「同格家来私領外住居名書」 同 上 同 上		
	多 久	884	825	19	40	93.3	2.1	4.0				
	諫 早	1,221	1,144	10	67	93.7	0.8	5.5				
	須古鍋島	316	224	16	76	70.9	5.1	24.0				
家 老	鍋島主水	366	117	27	222	32.0	7.4	60.6	慶応 3年 嘉永 5~6年 同上 同上	「慶応三卯歳改御家中着到」 「嘉永五 <sub>子</sub> 年三家御親類 同格家来人数附」の 朱書部分、「御家老家来知行所外住居名書」 同 上 同 上		
	深堀鍋島	280	235	12	33	83.9	4.3	11.8				
	姉川鍋島	243	11	10	222	4.5	4.1	91.4				
	神代鍋島	301	267	8	26	88.7	2.7	8.6				
着 座	納富鍋島	148	77	7	64	52.0	4.7	43.3	文化 元年	「文化元年甲子三月家来着到」		

る。

表(II)は、幕末期のいわゆる新「分限帳」により、三家・親類・親類同格・家老・着座という各階層が有する陪臣団の居住形態について示したものである。

まずこの表より第一に指摘されることは、各陪臣団における城下町居住者が少数にとどまっていることで、とくに三家や親類同格層において低率であったことが注目される。幕末期においても、右に指摘したような陪臣団の城下町外居住が一般的であったことが理解される。

第二に、三家の全て、親類同格のうち久保田村田、親類同格の全て、および家老のうち深堀鍋島・神代鍋島等の各陪臣団においては、知行地居住が比較的多数を占めることである。蓮池・鹿島・久保田村田・須古鍋島等は、知行地居住比率  $(B)/(A) \times 100$  が七〇%台であるが、武雄鍋島・深堀鍋島・神代鍋島は八〇%台、小城・多久・諫早に至っては九〇%台と陪臣団の大部分が知行地居住であったことが知られる。

第三にそれとは逆に、親類の白石鍋島・鳥栖村田、家老の鍋島主水・姉川鍋島等は、知行地居住比率がいずれも三〇%台以下で極めて低率であったことである。その他、親類の川久保鍋島、着座の納富鍋島の場合も知行地居住比率は五〇%台にとどまっている。

第四に、第三で指摘した各家陪臣団を中心に、城下町以外や主人の知行地外に居住する陪臣が多数みられたことである。

そこで問題となるのは、各陪臣団の居住地をめぐって、このような相違が生じる理由である。知行地居住が一般的であった陪臣団は、支藩である三家、竜造寺氏の本家格に当たる久保田村田と竜造寺氏一門に出自を有する武雄鍋島・多久・諫早・須古鍋島、および佐賀藩領の飛地を知行地とする家老の深堀鍋島・神代鍋島である。これらの家臣はいずれも藩政初期の段階で知行地が確定し、知行地替えを被ることなく一円的な所領支配が藩政期を通じ実現してい



た。このような背景のもとに、陪臣団の知行地居住という原則が定着していたものと考えられる。

一方、陪臣団の知行地外居住という状況はどのような理由により形成されたのであろうか。この点については「私領（知行所 外住居名書）」の詳細な分析が要請されるが、(i)近世期に知行地替えがなされたものの中世以来の被官関係が残存した場合、<sup>(16)</sup>(ii)近世初頭以来の知行地替えにもかかわらず各知行地で召抱えた陪臣が旧知行地に居住する場合、<sup>(17)</sup>(iii)生産、分業関係に規定されて知行地外の津・城下町あるいは商品生産地帯に地域的に設定される場合、<sup>(18)</sup>さらに(iv)金銭納等により農民・町人層が取立てられた場合等の諸契機が複雑に絡み合いながら、知行地外居住の陪臣層が形成されてきたと考えられる。<sup>(19)</sup>

以上、史料制約もあり、大配分領主層や家老・着座という比較的上層家臣の陪臣団の居住形態について分析を加えてきたが、いずれの陪臣団においても城下町居住が極めて少なかったこと、主人知行地外に居住する陪臣が複雑な契機のなかで多数形成されていたことは、佐賀藩における陪臣団の居住形態の大きな特色といえるのである。

## おわりに

本稿では、幕末期における佐賀藩家臣団をめぐって考察してきた。以下に論点を要約しながら問題点を整理しておこう。

第一に、外庄への認識の高まりのなかで、天保期の新藩主（鍋島直正）襲封を契機とし、藩主権力が、従来の諸武具の整備・補修、家臣団の軍事訓練、さらに各家臣に対し戦闘集団構成員としての自覚を促す意識変革等のいわば軍事的封建家臣団Ⅱ軍事編成の再生を試みていることである。近代的西洋軍事力導入を通じて、いっきに封建家臣団の変容Ⅱ軍制改革に至るのではなく、むしろ軍事的封建家臣団の再生が幕末期軍制改革の第一段階ないしその前提として位置づけられねばならない。

第二に、その封建家臣団の再生ないし掌握に際し、藩主権力が従来みられなかった新しい型の分限帳を作成したことである。各家臣の居住地を記載した「弘化二年惣看到」、上層家臣に大配分領主の陪臣団である「備」編成を一括記載した「嘉永五年三家御親類同格家来人数附」、さらに、大配分領主の陪臣団のうち、知行地外居住者について整理・記録した「私領（知行所）外住居名書」が、それに当たる。このような、いわば新「分限帳」の成立が、藩主権力の集権化政策の一環であったことは言うまでもない。

第三に、このような新「分限帳」の作成にもかかわらず、それは完全なものとは言い難く、とくに陪臣団の被官層を含まない場合があったことである。このことは藩家臣団の複雑な構造ないし性格を教えてくれる。

第四に、直属家臣団（与私）に比較して、大配分の陪臣団（備）の規模がむしろ大きかったことである。この意味で、藩主権力が「備」に対する掌握・統制を強め、二元的編成の一元化を企図したことは当然で、それは単に家臣団編成にとどまらず、郡方の問題に象徴されるような藩主権力の論理と大配分の論理が対立するという、佐賀藩体制の本質にかかわる性格を有していた。

第五に、家臣在郷制が極めて強固に定着していたことである。直臣の三分の二、陪臣のほとんどが城下町以外に居住し、とくに下層家臣の場合、多くは生産活動に従事していた。このような家臣は、長崎警備を初めとする軍役の遂行ないし軍事力の強化に対しては積極的ではなく、出夫を強制される農民とともに一部には反権力的な意識と行動を伴う階層が形成されていたものと考えられる。

第六に、在郷家臣の居住構造である。とくに陪臣のなかには、主人の知行地外居住が多数みられた。前記第五の問題をも含め、兵農分離を社会・身分・分業編成の原理とする幕藩制下において、佐賀藩にみられる現象は、兵農分離が複雑な構造を呈していたことを物語っている。

第七に、西洋軍事力導入、これに伴う編成改革等、いわば幕末軍制改革が、以上みるような藩家臣団の構造的特質

を不可避的に前提としていたことを確認しておく必要がある。新要素（軍事力的リアリズムと技術万能主義）による体制変革を強調するのではなく、旧体制（家臣団の構造的特質）との緊張関係のなかで、新しい変革の動きがどのように生じ、実現化していくのかという観点こそ重要であり、本稿の意図と結論はここに集約される。

## 【註】

- (1) 幕末・維新期の佐賀藩研究としては戦前より多くの蓄積がある（例えば、秀島忠成編『佐賀藩海軍史全』〈知新会、一九一七年〉、中野礼四郎編『鍋島直正公伝』〈侯爵鍋島家編纂所、一九二〇年〉、小野武夫『旧佐賀藩の均田制度』〈岡書院、一九二八年〉、秀島忠成編『佐賀藩銃砲沿革史全』〈肥前史談会、一九三四年〉等は、現在でもしばしば引用され学問的価値が高い）。戦後、井上清氏が『日本現代史Ⅰ・明治維新』（東京大学出版会、一九五一年、九五～六頁）で佐賀藩について論じたことを受け、その後、精力的に研究を推進したのは、芝原拓自氏（肥前藩における幕末藩政改革の基調）『歴史学研究』二二三号、一九五九年）、『明治維新の権力基盤』〈御茶の水書房、一九六五年〉第一章「改革派支配体制の歴史的性格―肥前藩におけるその分析を中心に―」等）や、木原溥幸氏（幕末・維新期における西南雄藩の動向―佐賀藩の場合―）『九州史学』四〇号、一九六七年）、『佐賀藩の天保改革』〈香川大学教育学部研究報告』第一部三〇号、一九七一年）、『幕末期佐賀藩の財政構造について』〈九州文化史研究所紀要』二二二号、一九七六年）、『幕末期における佐賀藩の軍制改革』〈香川大学教育学部研究報告』第一部四一号、一九七六年）、『幕末期における佐賀藩の懸硯方』〈同上』第一部六〇号、一九八四年）等）である。
- (2) 前掲『明治維新の権力基盤』七八頁。
- (3) 木原氏は、前掲「幕末期における佐賀藩の軍制改革」のなかで、「軍制改革の研究は旧来の封建家臣団による軍事編成の変質と新兵制との関連を具体的に考察しつつ、その改革の意義づけを行わねばならない」（一〇六頁）という正当な認識を示した上、「家臣団軍事編成の強化」という一節を設けている。しかしその分析はいわゆる狭義の藩主直属家臣団（大組Ⅱ「与私」編成）のみを対象としているため、本稿で企図したような、佐賀藩における全家臣団の構造的問題を前提とした考察とはなっていないようである。

幕末期における佐賀藩家臣団の構造

(4) 「三家家来私領外住居名書」・「御親類家来私領外住居名書」・「同格家来私領外住居名書」・「御家老家来知行所外住居名書」のいわば総称として、本稿でこのように呼称する。

(5) 城島正祥氏は「手明鍵と佐賀藩性格の一斑」(同『佐賀藩の制度と財政』へ文献出版、一九八〇年)所収)のなかで、「弘化二・三年惣着到」の分析を通じ、「岡部李之助与」や「鍋島弥平左衛門与」の家臣居住地統計を示しているが、もとよりこの分析は限定的で、陪臣団をも含めた佐賀藩全家臣団に及んでいない。

(6) なお、本稿は筆者による佐賀藩家臣団に関する基礎的研究のひとつにあたるが、これまでの諸拙稿を紹介しながら、本稿の位置づけを行っておこう。

まず、佐賀藩家臣団の創出過程については、「佐賀藩における近世家臣団の創出過程―朝鮮出兵―における鍋島氏軍事編成の分析を中心に―」(『九州史学』七六号、一九八三年)において、「朝鮮出兵」を契機とした鍋島氏直隸家臣団(「与」)の形成を、旧国人領主層との対応と比較しながら検討を加えている。また、鍋島氏直隸家臣団の強化政策による「与私」と上層家臣の陪臣団Ⅱ「備」という佐賀藩家臣団編成の基本体制成立については、「成立期佐賀藩における家臣団編成の原理と構造―「与私」・「備」体制の成立を中心として―」(『九州史学』八一号、一九八五年)において考察している。他藩の分限帳にあたる「与着到」の分析を通して藩家臣団編成の中核である「与私」の構造と軍役負担のメカニズムの考察については、「佐賀藩家臣団の編成と構成―「与着到」の分析を中心として―」(藤野保編『九州と藩政(Ⅰ)』(『九州近世史研究叢書・第二巻』国書刊行会、一九八四年)を参照されたい。さらに、藩家臣団編成の諸段階については、藩軍役体制の推移、家臣団の構成的展開と存在形態および分限帳組織とその推移等々の諸問題を相互に関連させながら、「佐賀藩家臣団編成の諸段階」(『史淵』一・二三輯、一九八六年)において明らかにした。本稿は、以上の諸拙稿を前提としながら、幕末期における佐賀藩家臣団の構造を論じるものである。

(7) 前掲拙稿「佐賀藩家臣団編成の諸段階」。

(8) 本節における史料註記は、一切省略する。註(6)諸拙稿を参照されたい。

(9) 元和六年に設けられた階層で、家臣中、現米五〇石以下の者に対して知行を召上げ、改めて蔵米にて現米一五石を支給し、平時には無役、臨戦時には鍵一本、具足一領にて参陣することを義務づけられた家臣(前掲「手明鍵と佐賀藩性格の一斑」)。

(10) 藩政前期の段階では、各「与私」に蔵入方より分与された切米取という意味で「与付切米取」と呼称されていた階層に当た

る（前掲拙稿「佐賀藩家臣団の編成と構成」）。

- (11) 寛政一〇年、佐賀藩は長崎港口に設置された戸町・西泊の両番所に福岡藩とともに新製の石火矢二八挺を献納しているが、その背景に寛政三年のロシア使節ラックスマンの根室来航あるいは同八年のイギリス人プロトンの室蘭来航等、北方における新たな動きがあったものと推察される。また、文化四年には佐賀藩領内の伊王島・神島等に備えつけた大砲を五挺から二三挺へと大幅に増加させ、非常軍事費三〇〇〇両の支出による甲冑製作を行なっているが、これは文化元年のロシア船同四年のアメリカ船の相次ぐ長崎来航が直接的契機と考えられる（前掲『鍋島直正公伝』第一編第三章・四章参照）。

- (12) 『佐賀県史』中巻三三三〜三七頁、池田史郎「フエートン号事件と佐賀藩」（『日本歴史』三〇五号、一九七三年）、前掲『鍋島直正公伝』第一編第六章。

- (13) 佐賀藩はとくに天保期以降、福岡藩および幕府に対して外目台場の新設・増設の申し出を繰り返す。

- (14) 「直正公御年譜地取」（以下「地取」と略称、鍋島家文庫）〈佐賀県立図書館蔵〉所収。天保二年二月一七日条。なお、本稿で利用する史料は、特に註記する場合を除き「鍋島家文庫」所収である。

- (15) 「泰国院様御年譜地取」天明六年九月四日条。なお、藩所有の武器庫は、深堀・伊万里・楠久等にも設置されていた（同上）安永三年四月二八日条）。

- (16) 「百間御蔵」の諸「与私」渡分の武器については、毎月一四日・一五日に各「与私」より整備・補修が義務づけられていたが（「泰国院様御年譜地取」安永三年五月二八日条、幕末期のこの段階における実状は必ずしも明らかではない）。

- (17) 「地取」天保一年四月二八日条。

- (18) 「同右」天保三年七月二三日条。

- (19) 「同右」天保五年五月二三日条。

- (20) 「同右」天保六年二月二日、三月一日、一七〜二二日、二七〜八日条。

- (21) 「地取」天保五月六月八日条。なお、会試とは藩主の視察を伴う軍事訓練、内試とはそうでない小規模な訓練と考えられる。

- (22) 「地取」天保八年三月九日条。

- (23) 「同右」天保十一年一二月二五日条。

- (24) 前掲拙稿「佐賀藩家臣団編成の諸段階」。

幕末期における佐賀藩家臣団の構造

幕末期における佐賀藩家臣団の構造

- (25) 佐賀藩における家臣在郷制の形成・展開については、本稿三節(2)項で略述した。
- (26) 「天保八年請御意」。
- (27) とくに幕末期の佐賀城下では、上・中級武士(家中)の居住地域を「小路」と称し、下層家臣・陪臣等は工商民とともに市中(町)雑居が一般的であった(藤野保編『佐賀藩の総合研究』(吉川弘文館、一九八一年)本編第一章三節参照)。
- (28) (29) 註(26)に同じ。
- (30) 「地取」天保九年閏四月二日条。長崎への外国船渡来時における親類・家老の陪臣および「与私」所属家臣の「出張」出勢に関する仕組。
- (31) 「地取」天保九年閏四月二日条。
- (32) 「同右」天保一四年九月二日条。
- (33) 「同右」天保一五年五月二日条。
- (34) 「同右」天保一五年一月一六日条。
- (35) 「鍋島夏雲内密手控」弘化二年七月条。
- (36) なお、「弘化二(三)月年惣着到」の正確な成立時期について明らかではないが、弘化二年二月一三日に三家(三支藩)を初めとする全大臣の武具類調査が実施されており(「地取」)、この惣着到は同年一月前後の作成と考えられる。
- (37) 前掲拙稿「成立期佐賀藩における家臣団編成の原理と構造」参照。
- (38) 前掲『佐賀藩の総合研究』二七六―七頁(藤野保氏執筆)。なお、『佐賀県史』中巻は寛永一九年より正保二年の間とする(二一―二頁、城島正洋氏執筆)。
- (39) 前掲『佐賀藩の総合研究』本編第一章第二節「佐賀本藩と三支藩の成立」参照。なお、本藩の分限帳に三支藩主が記載されており、本藩主の家臣として位置づけられているところに、そのことが象徴されている。
- (40) 「神代御家伝記」、「神代家戦巧其外覚書」。
- (41) 各家の物成高は、文化・文政期頃の作成と考えられる「大小配分石高帳」に拠る。
- (42) 佐賀藩は物成知行制を基本とする(前掲拙稿「佐賀藩家臣団編成の諸段階」)。
- (43) 佐賀藩では慶安五年以降物成四ツ成に定着する。このため物成四〇〇〇石の家臣が知行一〇〇〇〇石となり、いわば国持大名の石高に匹敵することになる。ちなみに、三家を初めとして、大配分のうち九家がこれに該当する。

(44) 本稿では、「与私」編成とは異なる「備」編成を有し、かつ後述する「嘉永五子年三家御親類同格家人数附」に記載される本文の一家を大配分領主層と定義する。なお、大配分といういわば格制は、享保一七年以降、三家・親類・親類同格に固定化したと考えられる。すなわち、「鍋島主水家日記」(「鍋島主水家文書」〈早稲田大学図書館蔵〉)の享保一七年九月八日条に「向後御家老中私領者、小配分之格ニ候」、あるいは九月二二日条に「私知行(鍋島主水家知行：引用者註、向後小配分之格候(中略)私知行、以前者大配分ニ被仰付置、其後尔今大配分之格ニ御座候」とある。これにより、家格の上で三家・親類・親類同格につぐ家老層が藩政初期の段階で「大配分」の時期があったものの、その後「大配分格」、さらに享保一七年九月以降「小配分之格」に降格されたことが知られる。以上の事実より、この享保一七年段階で「大配分」の三家・親類・親類同格への固定化がなされたと推測して大過ないと思われる。

(45) 「鍋島夏雲内密手控」天保一三年五月。

(46) 「鍋島家文庫」所収。

(47) 「運池鍋島家文書」(「佐賀県史料集成」一四卷所収)三〇号鍋島光茂賞書写、「光茂公譜考補」二。

(48) 「鍋島夏雲内密手控」天保一四年一月二九日条。

(49) 「天保九年請御意」三月条。

(50) 藩政初期における郡代をも含めた農村支配機構については、前掲『佐賀藩の総合研究』本編第二章第五節「農村支配機構と農民統制」(小宮睦之氏執筆)参照。

(51) 〽(53) 註(49)に同じ。

(54) 「郡方御改正一件扣」(「小城鍋島家文庫」〈佐賀大学図書館蔵〉)所収。

(55) 大配分領主層成立の歴史的要因をなした竜造寺氏一門(親類同格)層について略述しておこう。須古鍋島家は藩主直正の庶兄茂真が入っており、茂真は天保六年より請役として藩主権力を構成する主要メンバーとなる(前掲「佐賀藩の天保改革」)。多久家の場合、天保七年二月に当主茂澄は罷免・浪人となり、その直後に物成七〇〇〇石で親類同格として新たに取立てられた(請役所并諸役所相達候書附扣)。諫早家の場合、長崎に近いという地理的条件による長崎警備遂行を通じ、佐賀藩軍役負担のいわば中核的勢力を形成していたといえよう(「諫早市史」第二卷)。武雄鍋島家は、天保期以降藩主権力に先がけて西洋砲術の取り入れを試み、佐賀藩における西洋軍事力導入を、いわば主導した(石井良助『武雄市史』上巻参照)。このように、竜造寺氏一門層(親類同格)の大配分としての自立的性格は、幕末期に至りかなり変容しつつあったと

幕末期における佐賀藩家臣団の構造

いえよう。

- (56) 「日記」(「小城鍋島家文庫」所収) 天保八年一〇月一四日条。
- (57) 「地取」 天保一二年一二月二〇日条。
- (58) 「同右」 天保一二年五月二一日条。
- (59) 「御組方触達控」(「重松家資料」(佐賀県藤津郡塩田町役場蔵)所収) 天保一二年六月条。なお重松氏は蓮池藩家臣。
- (60) 「地取」 弘化三年八月六日・一二月二二日両条。
- (61) 「同右」 弘化三年八月二七日条。
- (62) 「同右」 弘化五年二月二〇日、同二日、嘉永元年三月一〇日条(なお改元が弘化五年二月一八日)。
- (63) 福岡博編『蓮池藩日誌』(蓮池商工会、一九八一年)五〇六頁。
- (64) 「鍋島夏雲日記」(嘉永四〜六年) 嘉永四年七月二〇日・七月二五日条。請役(鍋島茂真)が郡方頭人を兼帯することになり、郡方附役も、日附・受役附・小物成役人等より転役とされた。
- (65) 「地取」 嘉永四年一二月一〇日条。
- (66) 「御記録」(川久保鍋島家の記録) 天明四年四月一九日条。佐賀藩では、直臣を「家中」、陪臣を「家来」としているものの、川久保鍋島家では「家中」の呼称が用いられていた。これに対し、藩側は、「家来」とするよう指示しているが川久保鍋島家は従っていない。
- (67) 「部」とは専念するという意味の佐賀地域の方言。
- (68) 弘化元年五月五日に御側に設置される(前掲『佐賀藩銃砲沿革史全』一〇五頁、「地取」 弘化元年五月五日条)。
- (69) 前掲拙稿「佐賀藩家臣団編成の諸段階」
- (70) 「被官住居籠帳」(「重松家資料」所収)。
- (71) 「四記録とも」鍋島家文庫」所収である。いずれも年欠であるものの以下の検証により、本文で述べた嘉永六年一月前後に実施された私領(知行地)外居住の被官を初めとする陪臣調査の結果に基づいて作成されたものと考えられる。
- 四記録中の家臣名は、加賀守(小城)、甲斐守(蓮池)、熊次郎(鹿島)、山城(白石鍋島)、弾馬(川久保鍋島)、若狭(久保田村田)、学四郎(島栖村田)、上総(武雄鍋島)、長門(多久)、益千代(諫早)、安房(須古鍋島)、主水(鍋島主水)、弥平左衛門(神代鍋島)、左馬助(深堀鍋島)、播磨(太田鍋島)、周防(姉川鍋島)、志摩(倉町鍋島)である。この家臣名



は、「嘉永四年分限着到」において、学四郎・益千代を除き全て確認される。従って、四記録が嘉永四年前後の作成であることがまず推測される。

そこで、次に各種系図類等により、嘉永六年段階における各家臣の人物比定を試みておこう。小城の加賀守は直亮（小城鍋島自元茂至直虎）、蓮池の甲斐守は直紀（前掲『蓮池藩日誌』）、鹿島の熊次郎は直彬（『鹿島市史』中巻三七～八頁）、白石鍋島の山城は直章（片田江系図）・「代々記」上、川久保鍋島の弾馬は賢在（「代々記」上）、久保田村田の若狭は政矩（御親類系図）・「代々記」上、鳥栖村田の学四郎については不詳であるものの文生（文政四年出生、天保五年八月七日家督、安政五年七月二十八日死去（「代々記」上））と考えられる。また、武雄鍋島の上総は茂昌（「代々記」上）、多久の長門は茂族（「代々記」上、『多久の歴史』二三八～二四〇頁）、諫早の益千代については不詳であるが茂春（弘化四年四月七日出生、嘉永五年三月三日幼少のため「生立心遣」を置いて家督を継ぐ（「代々記」上））と推定される。さらに、須古鍋島の安房は茂真（「代々記」上）、鍋島主水の主水は茂明（「代々記」下）、神代鍋島の弥平左衛門は茂元（同上）、深堀鍋島の左馬助は秀一郎（同上）、太田鍋島の播磨は茂快（同上）、姉川鍋島の周防は茂郷（同上）、倉町鍋島の志摩は敬哉（同上）と、それぞれ確定ないし推定することができる。

以上の検証を通じ、上記の「三家家来私領外住居名書」以下四記録は、嘉永六年一二月前後に実施された私領（知行地）外居住の陪臣調査の結果に基づき作成されたものとすることができよう。

(72) 家老も藩政前期の段階では「大配分」であったものの、享保一七年以降は「小配分」に降格されていたことは註(44)で述べた。

(73) 前掲拙稿「佐賀藩家臣団の編成と構成」・同「佐賀藩家臣団編成の諸段階」。

(74) 前掲拙稿「佐賀家臣団編成の諸段階」所収の表(3)参照。

(75) ただし、嘉永三年一〇月に火術組が創設され、それが同六年一月に御側新与と改組されることにより、一五与より一六与編成へと増加する（大与頭次第全）。

(76) 「赤司」党由来記」・「赤司寄合諸願」。

(77) 前掲拙稿「佐賀藩家臣団の編成と構成」参照。なお、史料によっては、「与私」を単に「与」・「大与」と呼称する場合がある。しかし筆者は、陪臣層をも含むいわば家臣団編成の単位概念として、諸拙稿では「与私」という呼称に統一している。「弘化」一七年惣着到」あるいは「佐賀藩拾六組侍着到」（元治元年）等、幕末期の基本的分限帳において「与私」という呼称

が明示されていることは、陪臣団を掌握した「与私」の本来的軍事機能の強化を藩権力が企図していたことを示唆するものである。

(78) 註(75)で述べたように嘉永六年段階に一五与より一六与編成となっている。

(79) 鍋島主水家(物成三〇〇石)、神代鍋島家(同二五〇五石)、深堀鍋島家(同二四〇〇石)、姉川鍋島家(同二二〇石五斗)、倉町鍋島家(同一九〇〇石)、太田鍋島家(同一七〇〇石)の六家。なお各家物成高については「嘉永四年分限着到」に拠る。

(80) 着座とは本来、藩庁の座について藩政の枢機に参加するというほどの意味をもち、佐賀藩では万治二年にその座位が決定し(「光茂公譜考補」一)、最終的に三家(三支藩、親類、親類同格、家老に次ぐ家格となる。通例、着座一八家といわれるもの)の(前掲『鍋島直正公伝』第一編一八〇〜三頁)、藩政期を通じてむしろ流動的であったと思われる(「地取」に多数の事例あり)。

(81) 藩政前期の分限帳における馬上に相当し、いわゆる騎馬を構成する階層である。

(82) 表(5)の数値中、( )内は筆者算出であることを示すが、本文引用数値は筆者算出数値を用いる。

(83) 本文表(4)の直臣総数七五一九人より少ない。これは表(4)には悻・孫等が二三五三人含まれていたのに対し、表(5)作成史料には悻・孫が加わっていなかったためと思われる。

(84) 前掲拙稿「佐賀藩家臣団の編成と構成」所収の等六表参照。

(85) 但し、藩政初中期では、下層切米取(与付切米取)の一部も陪臣を召抱えていたが、本文表(5)で確認される陪臣は、侍層が召抱えた陪臣に限定されている。従って幕末期において下層切米取による陪臣召抱えがなされていたとすれば、表(5)に示される陪臣比率二六・二・八%は若干高くなるといえる。

(86) 家来被官とは「備」を構成する家臣(陪臣)が召抱える陪臣のことであり、藩主よりすれば陪臣の家臣(又陪臣)に相当する。すなわち、

付表(1) 多久励「又陪臣」編成(幕末期力)

階層	切米高	人数	比率
小姓通	5石~1石8斗	14人	30.4%
被官	5斗~3斗	17	37.0
仲間	5斗~3斗	15	32.6
計		46人	100.0%

註) 三木俊秋「佐賀藩多久領における被官の研究」(『社会経済史研究』33巻2号)59頁より作成。

藩主 (人配分領上) (家来)  
 陪臣 (家来被官) 又陪臣  
 「備」編成

という陪臣団構成が想定される。この又陪臣の実態は必ずしも明らかではなく今後の研究課題のひとつであるが、付表(1)として、多久家の家臣(家老)で身上地米高(物成高に相当)一〇〇石の多久励氏の「又陪臣」編成を示した。三階層よりなる四六人の又陪臣が確認される。

(87) なお、家来被官は図(1)において小城を含め、鹿島・川久保鍋島・須古鍋島の四家で確認されるにすぎないが、註(86)のよ  
 うな性格を有すため、各家に存在したものと考えられる。従って各家の嘉永五年欄の最下段に付記している。

(88) 佐賀藩における被官層の特異な性格については、「佐賀藩における陪臣組織について」(仮題)という別稿を予定している。

(89) 「坊所鍋島家文書」(『佐賀県史料集成』三巻所収)八〇六号多久安順外三名連置定書。

(90) 「諸法度并定置条々」(『直孝公御代』上)『長崎県史・史料編』第二〇所収。

(91) この段階では物成五ッ成で二五〇石。

(92) 「泰盛院様御代御書抜」・「勝茂公譜考補」四。

(93) 佐賀藩における初期藩財政については城島正祥氏の一連の諸論考(『慶長元和期の佐賀藩財政』・「寛永前期の佐賀藩財政」  
 ・「寛永後期の佐賀藩財政」・「慶安承応前後の佐賀藩財政」、いずれも前掲『佐賀藩の制度と財政』所収)、および長野運  
 『幕藩制社会の財政構造』(大原新生社、一九八〇年)第一章、第二章参照。

(94) 「定置条々」(『直孝公御代』下)『長崎県史・史料編』第二〇所収。

(95) 「成富家文書」(『佐賀県史料集成』二〇巻)一七号鍋島勝茂捷書。

(97) 例えば元文元年八月には、知行地の上支配(知行地を藩当局が直接支配すること、藩が家臣に賦課する出来の未納、あるいは借銀等の抵当として実施される)、幼少、長病、あるいは諸役就任の有無等を条件に、期限つきで在郷が許可されている

(「跟日記」(姉川鍋島氏の日記)元文六年八月五日条)。

(98) 「泰国院様御年譜地取」天明八年六月一〇日条。

(99) なお、本藩家臣のなかで三支藩領に居住する場合、支藩城下町については町居住、その他は本藩の分類に従い村・津・宿等の  
 の該当欄に加える。

幕末期における佐賀藩家臣団の構造

幕末期における佐賀藩家臣団の構造

(100) 前掲拙稿「佐賀藩家臣団編成の諸段階」参照。

(101) 佐賀県立図書館蔵。

(102) 『佐賀県史』中巻四〇頁。

(103) (104) 「御附人等之名書」・「御讓人数姓名石数大概」・「蓮池御附人名簿」等。

(105) もっとも、竜造寺氏一門の多久家陪臣が城南の中館に二五人居住していることに示されるように（前掲『佐賀藩の総合研究』三二―三頁）、竜造寺氏一門の陪臣団の一部には、城下町居住がみられる。

(106) 「坊所鍋島家文書」（『佐賀県史料集成』一二巻所収）四三三号鍋島勝茂書状。

(107) 「白石鍋島家文書」（『佐賀県史料集成』一五巻所収）五号又家中在佐賀賞書。

(108) 「定書条々」（鳥ノ子御帳）一五所収。

(109) 佐賀城下町の成立過程を考察した池田史郎氏は、承応三年の「佐賀城廻之絵図」の分析を通じ、「佐賀藩創立期には支藩の士や又内が佐賀城下に本藩の士とともに居を構えていたことは承応城下図の検討によって明らかになった」（『佐賀県史』中巻三九―四一頁）と結論づけている（この結論は同「城下町佐賀の形成」〈豊田武他編『講座日本の封建部布』第三巻（文一総合出版、一九八一年）所収）という近稿でも同様）。しかし、三家を初めとする鍋島氏一門の陪臣団とその他の陪臣団ではその成立過程が相違するため、藩政初期の段階で同様に城下町居住であったとはいえず、本文で論じたような見解が、より説得的であると思われる。

(110) 「明治二十七年談話筆記」。

(111) 註(39)参照。

(112) 表(1)の作成基準について付言しておきたい。

まず、(A)惣人数については独自の史料を利用した鍋島主水家、納富鍋島家を除き、「嘉永五子年三家御親類同格家来人数附」の人数を示す（但し、鍋島主水家を除く家老三家については朱書部分より）。また、(C)佐賀城下・(D)その他の私領（知行地）外居住地人数は、「三家家来私領外住居名書」等の「私領（知行所）外住居名書」により算出し、(C)と(D)の合計人数を(A)より差引いた人数は、(B)知行地の居住人数とする。

ところが先述したように（図(1)および表(7)参照）、「嘉永五子年三家御親類同格家来人数附」には各家の陪臣団のうち被官層が含まれない場合があるが、実際には各種の「私領（知行所）外住居名書」により、被官が多数確認される陪臣団が存在

(113)

する。小城家・川久保鍋島家、久保田村田家、多久家、諫早家、須古鍋島家の各家陪臣団がそれに該当する。しかし、他の陪臣団との統計上の統一をはかるため、上記六家については「私領外住名書」に示される被官人数を(C)・(D)欄に加えていない。また、鍋島主水家を除く家老家三家についても、同様に「嘉永五年三家御親類同格家来人数附」の朱書部分には被官が含まれないものとし、(C)・(D)欄に「御家老家来知行所外住居名書」中の被官人数を加えていない。

付表(2)は、「三家家来私領外名書」以下、いわゆる「私領(知行地)外住居名書」の諸史料において確認される人数を階層別に整理したものであるが、被官層が一〇八六人も含まれ、三家・親類・親類同格および家老の知行地外居住陪臣四〇二人の約二七％に相当する。

しかし、「嘉永五年三家御親類同格家来人数附」では被官層の人数が確認されない陪臣団が存在するため、右のような作成基準を採らざるを得なかった。陪臣団の全体構成のなかでの被官層の位置づけは今後の課題である。

例えば川久保鍋島(神代氏)の場合、神崎郡・佐賀郡の山内地方に多数の知行地外居住の陪臣がみられる。戦国期まで同氏はこの山内地方(七ヶ山・二六

付表(2) 幕末期における私領・知行地外居住陪臣の存在形態

居住地 階層	城下町	村・山	榻	津・江	宿	町	長崎	計
家来・侍	125	567		46	61	63	1	863
手明		4		1	1			6
小姓	30	124		6	19	51		230
歩行	73	282		13	31	40		439
小道具	8	95		5	2	10		120
被官	27	851	1	39	39	129		1,086
足輕	71	829		51	78	52		1,081
船手		1	9	76		1		87
諸職	11					3		14
又被官	2	75		4	4	1		86
計	347	2,828	10	241	235	350	1	4,012
比率(%)	8.7	70.5	0.2	6.0	5.9	8.7	0.0	100.0

註) 「三家家来私領外住居名書」・「御親類家来私領外住居名書」・「同格家来私領外住居名書」・「御家老家来知行所外住居名書」より作成。

幕末期における佐賀藩家臣団の構造

ヶ村といわれる)を基盤としていたが、戦国末、竜造寺氏に服属しその後知行地替えを強いられている(「神代御家伝記」)。つまり、山内地方の知行地外陪臣の存在は、中世以来、同氏が結んでいた被官関係が残存した結果を示している。

- (114) 例えば鍋島主水家は、近世初頭、杵島郡に知行地を有していたものの、慶長一三年頃佐賀郡(下嘉瀬)に知行地替えとなった。しかし、杵島郡には多数の知行地外居住の陪臣がみられる(「鍋島茂里年譜完」)。「故主水佑鍋島茂里年譜」。さらに、元禄八年(元禄一一年とする場合もあり)神崎郡志波屋村が没収され替地として、三根郡のうち三ヶ村が与えられたが、志波屋村には陪臣がそのまま居住、天保一三年には鍋島主水家の掃依寺が志波屋村にあることより、寺地に懸る分のみ知行地とされる(「鍋島主水家系図」茂清項△「御家老系図」所収)。「代々記」鍋島主水茂清項・「同上」鍋島主水茂延項)。

- (115) 津(船手)、城下町(職人)あるいは有田・伊万里という陶磁生産地帯においては、いずれの家臣の場合も、知行地外居住の陪臣が存在する。

- (116) なおその詳細については別に報告することにし、ここでは結論のみを列記した。

△付記▽

本稿作成に当たっては、藤野保先生・池田史郎先生を初め多くの方の御指導・御助言を得た。末尾ながら記して感謝の意を表します。